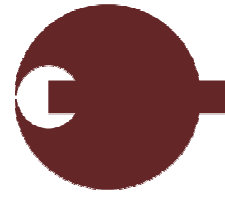


平成23年度版



# 事業概要要



(桜井市 井寺池 倭建命の国思ひ歌)

奈良県食品衛生検査所

(食肉検査課・市場食品検査課)

# 目 次

## I 検査所の概要

1 経緯	1
2 組織機構	2
3 施設の概要	3
(1) 食肉検査課	3
(2) 市場食品検査課	5
4 主要検査備品等	6
(1) 食肉検査課	6
(2) 市場食品検査課	9

## II 検査業務の概要

1 食肉検査課	12
(1) 食肉検査	12
ア と畜検査頭数	12
イ 過去10年間のと畜検査頭数	13
ウ と畜検査の結果に基づく処分状況	14
エ 原因別全部廃棄頭数	15
オ 系統別疾病状況	15
カ 精密検査	18
(2) 食鳥検査	23
ア 月別・入荷先府県別検査羽数	23
イ 過去10年間の食鳥検査羽数	24
ウ 食鳥検査の結果に基づく処分状況	25
エ 精密検査	26
2 市場食品検査課	27
(1) 監視指導	27
(2) 食品等の試験検査	27
ア 収去検査	27
イ 収去以外の検査	30

(3) 違反食品、県指導基準不適合食品	30
(4) 苦情・相談	30
(5) その他	31
ア 貝毒情報による監視	31
イ 一斉取締等	31
ウ 中央卸売市場食品衛生協会の支援	31
Ⅲ 調査研究	
1 研究発表	32
(1) と畜場に搬入されたヒネ豚の病態について	33
(2) 病牛における動物用医薬品使用状況と残留抗生物質簡易検査法 モニタリング	36
(3) 豚の白血病の一症例について	39
2 研修・講演会等への参加	41
3 その他の事業	42
(1) 職員の安全衛生管理	42
(2) 学術研究調査用の検体採取への協力	42
(3) と畜関係者に対する衛生指導	42
(4) 食鳥事業者に対する衛生指導および食鳥検査員会議の実施	43
Ⅳ 参考資料	
1 条例・規則等	44
2 奈良県食肉流通センターの概要	47
3 食鳥処理場の概要	48
4 奈良県中央卸売市場の概要	48
5 と畜に関する料金一覧表	49
6 食鳥検査手数料	49
案内図	50
配置図	
1 奈良県食肉流通センター	51
2 奈良県中央卸売市場	52

# I 検査所の概要

## 1 経緯

昭和 2 年～ 6 年	県内 9 カ所に市町村営のと畜場許可
昭和 38 年	関係 8 市町長から知事あてに県営と畜場建設陳情
昭和 42 年	と畜検査員連名により、県に対し近代的と畜場建設の陳情
昭和 52 年 4 月	衛生部環境衛生課食品獣疫係に市場食品衛生検査室を新設 勤務場所は奈良県中央卸売市場管理棟
昭和 52 年 5 月	奈良県中央卸売市場開場
昭和 53 年 4 月	衛生部に「と畜場整備統合建設促進協議会」を設置(事務局;環境衛生課)
昭和 54 年 4 月	農林部に所管事務を移管し、「食肉流通センター建設促進協議会」に改称(事務局;畜産課)
昭和 58 年 4 月	衛生部環境衛生課市場食品衛生検査係に改称
昭和 61 年 3 月	「財団法人奈良県食肉公社」設立
平成 2 年 3 月 30 日	「奈良県食品衛生検査所設置条例」公布
平成 2 年 12 月 6 日	「奈良県食肉流通センター」開場(開設者:財団法人奈良県食肉公社) 既存の 5 市町営と畜場閉鎖 「奈良県食品衛生検査所」発足 (食肉検査課、市場食品検査課の 2 課 3 係制、職員 12 名) 奈良県食肉流通センター管理棟 2 階に仮事務所、処理棟 2 階に仮検査室設置
平成 3 年 2 月 5 日	食肉地方卸売市場開場
平成 3 年 4 月 1 日	奈良県食品衛生検査所を「かい」に指定
平成 3 年 9 月 14 日	奈良県食品衛生検査所新築工事着手(食肉検査関係)
平成 4 年 3 月 31 日	奈良県食品衛生検査所新築工事竣工(食肉検査関係)
平成 4 年 4 月 1 日	食肉検査課に第三係(食鳥検査担当)新設
平成 4 年 4 月 13 日	奈良県食品衛生検査所新庁舎での業務開始 仮事務所は閉鎖し、仮検査室は改装し、現場検査室として使用
平成 5 年 3 月 29 日	奈良県食品衛生検査所設置条例一部改正(食鳥検査業務を位置づけ)
平成 5 年 5 月	食鳥検査室を検査所一階に設置
平成 6 年 4 月 1 日	保健環境部と農林部との部間人事交流が始まる
平成 8 年 5 月	検査所 3 階に女性用更衣室及び浴室の設置 処理棟 2 階に現場検査用女性更衣室及び便所の設置
平成 11 年 4 月 1 日	食肉検査課第三係を第一係、第二係に統合し庶務係新設
平成 13 年 10 月	BSE 検査室設置(旧食鳥検査室)
平成 13 年 10 月 18 日	BSE スクリーニング検査(エライザ法)開始
平成 14 年 4 月	研修室を食鳥検査室に改修

## 2 組織機構

### (1) 主旨

財団法人奈良県食肉公社が大和郡山市丹後庄町に設置すると畜場(奈良県食肉流通センター)に係ると畜検査その他と畜場法に基づく事務、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務並びにと畜場、食鳥処理場及び奈良県中央卸売市場における食品衛生法に基づく事務を分掌させるため、奈良県食品衛生検査所を設置する。

### (2) 根拠法令

奈良県食品衛生検査所設置条例(平成 2 年 3 月 30 日奈良県条例第 22 号)

### (3) 名称及びその位置

名 称	位 置
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉流通センター内

### (4) 課の名称及びその位置

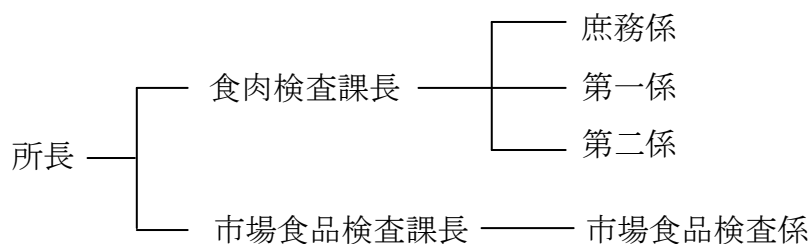
名 称	位 置
食肉検査課	大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉流通センター内 TEL 0743-56-8345 (代)
市場食品検査課	大和郡山市筒井町957-1 奈良県中央卸売市場内 TEL 0743-56-7007 (代)

### (5) 機構 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

- ア 人員 正職員 13 名  
嘱託職員 1 名  
日々雇用職員 8 名(食鳥検査員 6 名、と畜検査補助 1 名、事務補助 1 名)

#### イ 組織

くらし創造部 ——— 消費・生活安全課 ——— 食品衛生検査所



### (6) 設置期日

- ア 発足 平成 2 年 12 月 6 日  
イ かい 平成 3 年 4 月 1 日

### 3 施設の概要

#### (1) 食肉検査課

##### ア 規模構造等

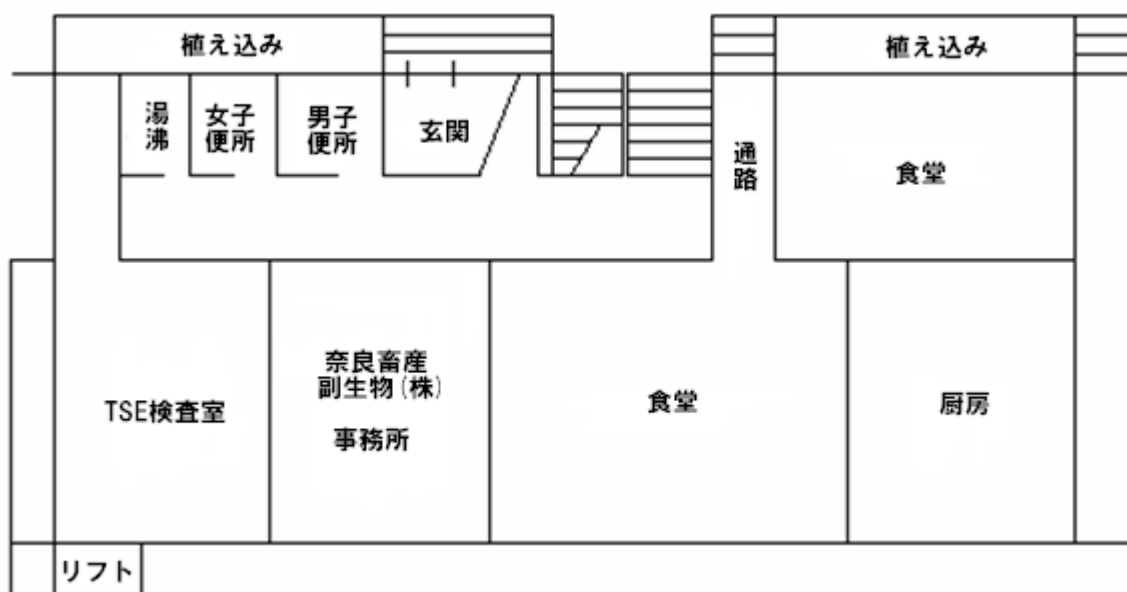
構 造 鉄骨造 3階建

建物面積 264.45 m<sup>2</sup>

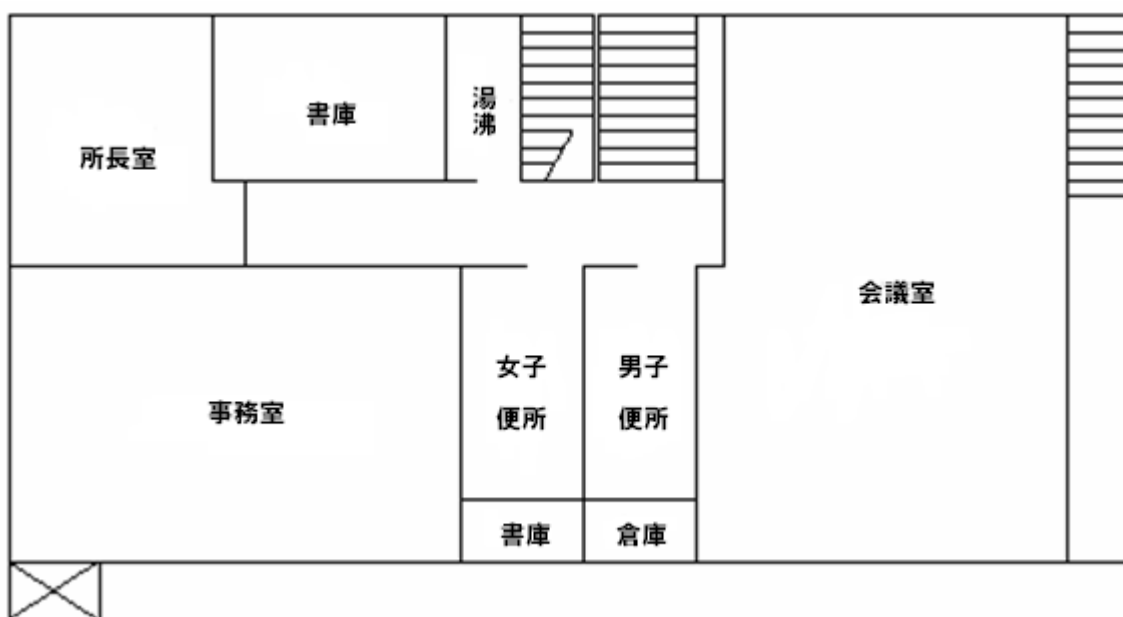
延床面積 775.02 m<sup>2</sup> (1F 261.34、 2F 256.84、 3F 256.84)

##### イ 平面図

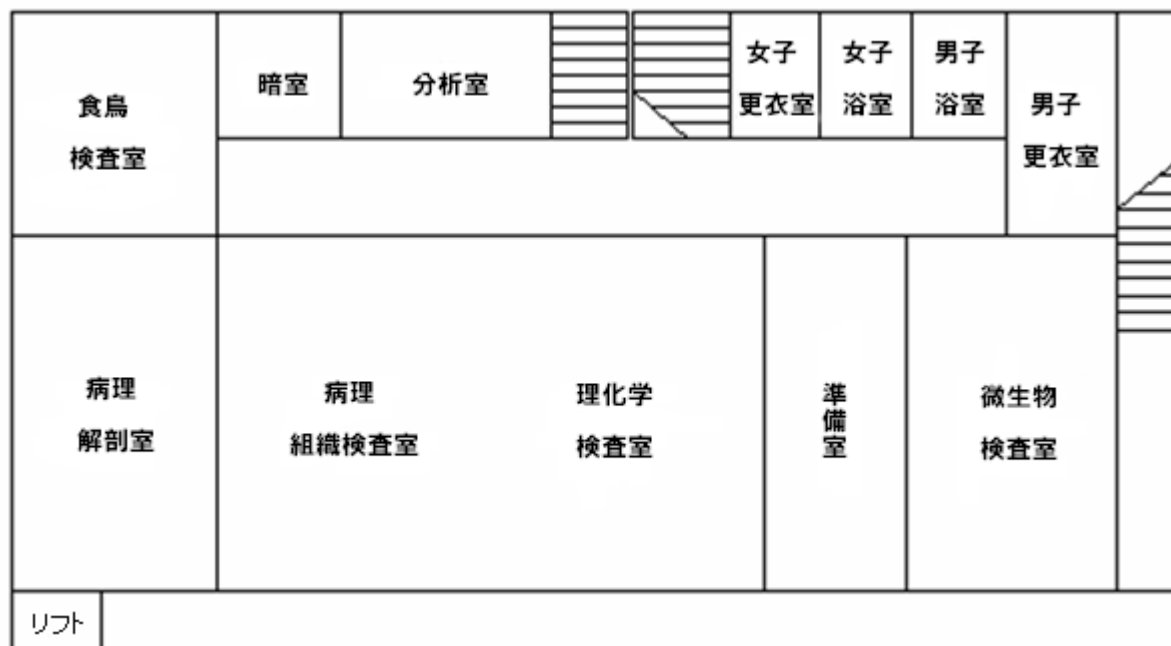
1階 TSE検査室及び食肉流通センター関係施設



2階 事務所 所長室 会議室等



3階 検査室等



1階

室名等	面積(m <sup>2</sup> )
TSE 検査室	38.45
その他	222.89

2階

室名等	面積(m <sup>2</sup> )
事務室	57.60
所長室	21.95
会議室	106.10
書庫	10.00
書庫	3.51
便所	19.11
倉庫	4.68
廊下・階段等	30.35
その他	3.54

3階

室名等	面積(m <sup>2</sup> )
微生物検査室	39.00
理化学検査室	36.60
病理組織検査室	37.50
病理解剖室	22.20
準備室	18.00
食鳥検査室	19.30
暗室	6.75
分析室	10.50
女子浴室・更衣室	10.38
男子浴室	8.12
男子更衣室	14.60
廊下・階段等	36.35
その他	3.54

## (2) 市場食品検査課

### ア 位置

奈良県中央卸売市場管理棟 3 階

### イ 規模構造

鉄骨造り 3 階建

建物面積 684.5 m<sup>2</sup> 延べ床面積 2,470 m<sup>2</sup>

### ウ 建物概要

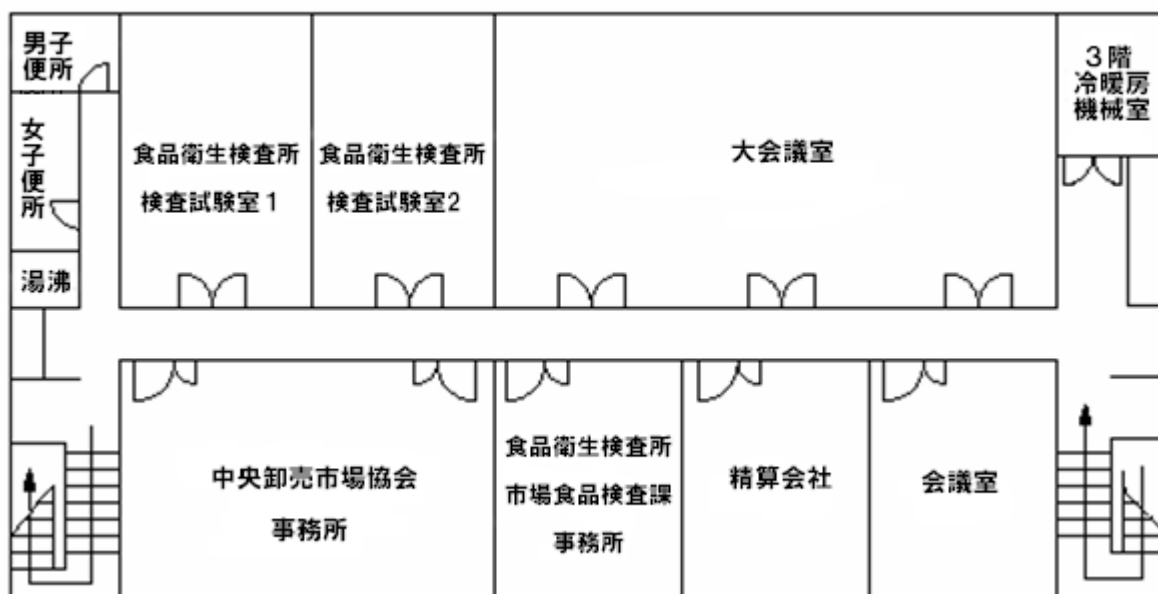
1 階 南都銀行 レストラン 見学者コーナー

2 階 開設者事務所及び診療所

3 階 会議室 精算会社 市場協会事務所

市場食品検査課(使用面積 228 m<sup>2</sup>)

### エ 3 階平面図





## 4 主要検査備品等

### (1) 食肉検査課

#### ア 理化学検査用

品名	規格	メーカー	数量
臨床屈折計	04-670-0	(株)エルマ	1
PH メーター	カスターニ F-12	日立堀場	1
フリーザー付薬品用冷蔵庫	MPR-211F	サンヨー	1
ヘマトクリット用遠心器	H-1200B	国産	1
全自動血球計数装置	Celltac α MEK-6450	日本光電	1
スポットケム	SPOTCHEM TM EZ SP-4430	アークレイ	1
オートマチック電子恒温水槽	T-105	トーマス	1
超高速ホモジナイザー	BM-1 型	日本精機	1
ホットプレート&スターラー	PC-320	井内	1
ロータリーエバポレーター	N-1000S	東京理化器機	1
デシケーター	NBG-3	ナビス	1
電気泳動装置	SF-51156 他一式	アトー	一式
薄層クロマトグラフ	HC-20	アドバンテック東洋	1
電子分析天秤	AEG-220	島津	1
卓上遠心器	H-103N	国産	1
ドラフトチャンバー	DE-211K	ダルトン	1
万能シェイカー	V-SX	イワキ産業	1
低温循環水槽	クールマンパル C-302	シバタ	1
オイルバス	OS-180	ADVANTEC	1
高速液体クロマトグラフ	SHIMADZU Prominence	島津	一式
ワークステーション	LC solution	島津	1
フォトダイオードアレイ検出器	SPD-M20A	島津	1
分光光度計	UV-1800	島津	一式

#### イ 微生物検査用

品名	規格	メーカー	数量
乾熱滅菌器	MOV-202S 型	サンヨー	1
高圧滅菌器	HA-300MD	HIRAYAMA	1
恒温器(ふ卵器)	MIR-260 型	サンヨー	2
恒温水槽	T-22 型	トーマス	1
純水製造装置	ピューリック・モデル S	オルガノ社	1
電子上皿天秤	EB-340H	島津	1
ピペット用超音波洗浄器	UT-55	シャープ	1

マグネチックスターラー	HS-3E	iuchi	1
薬用冷蔵ショーケース	MPR-210(GO)	三洋電機	1
超低温庫	MDF-193AT	三洋電機	1
試験管ミキサー	NS-8	井内	1
〃	HM-10H	iuchi	1
顕微鏡	BX50	オリンパス	1
冷凍冷蔵庫	MR-C43CM-W	三菱	1
自動露出写真撮影装置	PM-10AK	オリンパス	1
カップドロッパー	ACD-400R	永井商会	1
超音波洗浄装置	UT-304F	シャープ	1
培地溶融器	MRO-FF6	日立	1
空気還流式紫外線殺菌システム	AP60-FU エアロスクリーン	ナビス	1
クリーンベンチ	BGB-850-S	ダルトン	1
CO <sub>2</sub> インキュベーター	MCO-17AI	サンヨー	1
インキュベーター(冷凍機付)	MIR-153	サンヨー	1
恒温振とう水槽	NTS-3000	EYELA	1
DNA 増幅装置	GeneAmp PCR System 9700	パーキンエルマー	1
電気泳動ゲル撮影装置 一式	AE-6905H 他	アトー	1
マイクロ冷却遠心器	MODEL3740	クボタ	1
遠心分離器	H103N	国産遠心器(株)	1
アルミブロック恒温槽	DTU-2C	TAITEC	1

## ウ 病理検査用

品 名	規 格	メーカ ー	数 量
クリオスタット	クライオ 3DM	サクラ精機	1
カラーテレビシステム	FCD-725-1	オリンパス	1
カメラ	OM-4Ti	オリンパス	1
ポラロイドカメラ	MB	日本ポラロイド社	1
マイクローム	TU-213-F160	大和光機	2
自動包埋装置	RH-12PM-1	サクラ精機	1
ティッシュ・テック包埋システム	TEC5	サクラ精機	1
水浴伸展器(ウォーター・バス)	PS-M	サクラ精機	2
電気パラフィン溶融器	PM-401-1	サクラ精機	1
パラフィン伸展器	PS-C2	サクラ精機	2
顕微鏡	BHB-331	オリンパス	1
〃	BH2-323	オリンパス	1
実体顕微鏡一式	SZ-6045	オリンパス	1
全自動写真撮影装置	PM-10ADS-3	オリンパス	1

落射蛍光顕微鏡	BH2-RFCA	オリンパス	1
無影灯	SH56C(CF)	山田医療照明	1
臓器撮影装置		ハイデックス	1
冷蔵庫	SJ-KW422	シャープ	1

## エ TSE 検査用

品名	規格	メーカー	数量
卓上細胞破碎機	マルチビーズショッカー	安井器械	1
バイオハザード対策用キャビネット	MHE-130AB3	サンヨー	1
インキュベーター	MIR-153	サンヨー	2
バイオメディカルフリーザー	MDF-U333	サンヨー	1
薬用冷蔵ショーケース	MPR-311D	サンヨー	1
微量高速冷却遠心機	MX-300	トミー	1
オートクレーブ	KS-323	トミー	1
マイクロプレートリーダー	サンライズリモート	TECAN	1
マイクロプレートウォッシャー	PW40	バイオラッド	1
アルミブロック恒温槽	DTU-2B	タイテック	1
〃	DTU-2C	タイテック	1
電子天秤	BW320D	島津	1
Vortex ミキサー	Vortex Genie 2	Scientific Industries	1
超音波洗浄機	US-3	アズワン	1

## オ 食鳥微生物検査用

品名	規格	メーカー	数量
顕微鏡	BH-2	オリンパス	1
〃	CH-2	オリンパス	1
カメラ一式	OM-4TiB	オリンパス	1
恒温器(ふ卵器)	MIR-262	三洋	2
〃	MIR-252	三洋	1
冷蔵庫	SJ-23TM	シャープ	1
〃	SJ-42TC	シャープ	1
電子上皿天秤	EB-330 S-A	島津	1
恒温水槽	EA-1	ASONE	1
ホモジナイザー	MX-5	日本精機	1
高圧滅菌器	HA-MIII	HIRAYAMA	1
乾熱滅菌器	MOV-2125	サンヨー	1
スタマッカー	1400-T	オルガノ	1
試験管ミキサー	NS-8	ナビス	1

マグネチックスターラー	ST-10	科学共栄社	1
コロニーカウンター	DC-3	井内	1
ガスパック嫌気培養器	60626	BBL	3
架台(ふ卵器)	MKD-300T	サンヨー	1
ポラロイドカメラ	スペクトラプロ	日本ポラロイド社	1
バイオフィリーザー	GS-3065F3	日本フリーザー	1
遠心分離機	Centrifuge5417C	eppendorf	1
電話機	VE-R10J	ナショナル	1

## カ 共用

品名	規格	メーカー	数量
プロジェクター	ビューライト NP600	NEC	1
洗濯機	AW-42C1	三菱	1
〃	ASW-42S3(H)	サンヨー	1
衣類乾燥機	DE-N45FX	日立	1
〃	CD-T3(H)	サンヨー	1
ワープロ	PWP-7SR	NEC	1
テレビ	液晶テレビ 26A 9000	東芝	1
ビデオデッキ	VHS ハイファイビデオデッキ SLV-F10	ソニー	1
自動車	スバルサンバー (V-KV3)	スバル	1
〃	プリウス 1500cc	トヨタ	1
バキュームクリーナー	JA-400		1

## (2) 市場食品検査課

### ア 理化学検査用

品名	規格	メーカー	数量
遠心分離器	KN-30F	久保田	1
〃	H-103n	コクサン	1
塩分濃度計	SH-7	堀場	1
食品温度計	HP-5FS	アンリツ	1
〃	SK-250WP	SATO	1
ガスクロマトグラフ	GC-2014	島津	1
紫外線検出器	SJ-1032A 型	ミツミ	1
純水製造装置	WG202 型	ヤマト	1
振とう器	SA-31	ヤマト	1
超音波洗浄装置	UC-6200	シャープ	1

器具乾燥機	DRU600TB	ADVANTEC	1
電磁攪拌器	MH-61	ヤマト	1
電子上皿天秤	ED-500-10 型	島津	1
〃	EY-3200A	メラー	1
自動化学天秤	AX-120	島津	1
ドラフトチャンバー	DE-5 型		1
ピペット洗浄器	VT-55	シャープ	1
分光光度計	UV-160A	島津	1
PH メータ	HM-5B,HM-14P	東亜	2
サーモミキサー	TM-101	サーモニクス	2
オートミキサー	M-21	ヤマト	2
ホモジナイザー		日本精機	2
ロータリーエバポレータ	SPC5031-12	柴田	1
放射温度計	530-01	YOKOGAWA	1
薬品保管庫	SU-5N	井内	1
高速液体クロマトグラフ	LaChrom Elite	日立	一式
ポンプ	L-2130	日立	1
UV 検出器	L-2400	日立	1
カラムオーブン	L-2300	日立	1
クロマトインテグレータ	D-2500	日立	1

## イ 微生物検査用

品名	規格	メーカー	数量
インキュベータ	MIR-251 型	サンヨー	1
	IC-42	ヤマト	1
	CI-410	ADVANTEC	1
乾熱滅菌器	LC-222	タバイ	1
生物顕微鏡	BH-2	オリンパス	1
実体顕微鏡	SZX-16	オリンパス	1
高圧滅菌器	HA300M II	平山	1
	ES-215	TOMY	1
電動分注器	AUTOMACRO II	柴田	1
ふ卵器	IS-600	ヤマト	2
タッチミキサー	MT-51	ヤマト	2
ストマッカー	ストマッカー400	オルガノ	1
顕微鏡撮影装置	キャノン EOS X3	Canon	1
恒温水槽	M-5	サーモニクス	1
	TR-2A	アズワン	1

	SBAC-11	島津	1
	TS-300	ADVANTEC	1
冷蔵庫	GR-2608TCG	東芝冷凍	1
	Whirlpool	ソニー	1
	MEDICOOL	サンヨー	1
コロニーカウンター	CL-560	柴田	1
恒温器	LC-222	タバイ	1
バイオフィーザ	GS-5203AF3	日本フリーザ	1
純水製造装置	WS-33	ヤマト	1

### ウ その他

品名	規格	メーカー	数量
カメラ	Powershot S3IS	Canon	1
自動車	REX	スバル	1
ファクシミリ	Satera MF8350cdn	Canon	1
洗濯機	ASW-42S3	サンヨー	1
衣類乾燥機	CD-T3	サンヨー	1

## Ⅱ 検査業務の概要

### 1 食肉検査課

#### (1) 食肉検査

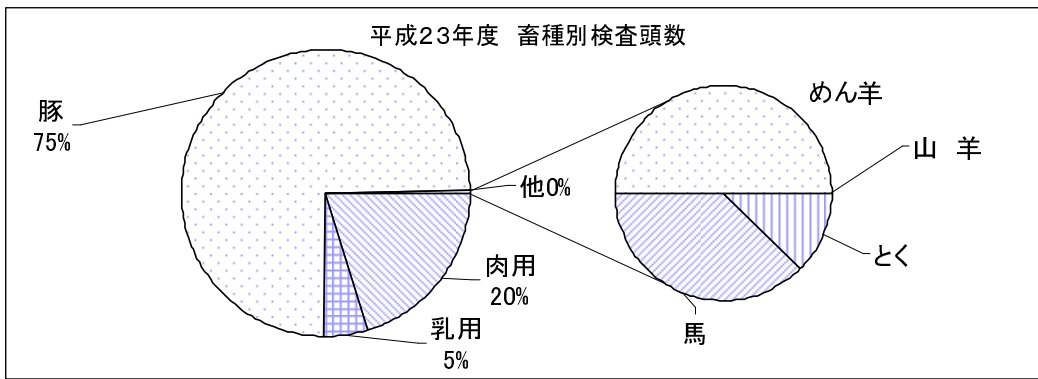
##### ア と畜検査頭数

本年度の総と畜検査頭数は、10,456 頭(前年度比 791 頭、7.0%減)であった。種類別頭数内訳は、肉用牛 2,134 頭(前年度比 251 頭、10.5%減)、乳用牛 519 頭(前年度比 315 頭、37.8%減)、馬 3 頭(前年度と同じ)、とく 1 頭(前年度と同じ)、豚 7,795 頭(前年度比 220 頭、2.7%減)、めん羊 4 頭(前年度比 5 頭減)、山羊 0 頭(前年度と同じ)であった。

総と畜検査頭数に占める牛の比率は 25.4%、豚の比率は 74.6%であった。

月	種類			とく	馬	豚	めん羊	山 羊	合計	検査 日数
	肉用	乳用	小計							
4	242 (1)	55 (10)	297 (11)	0	0	611	0	0	908 (11)	20 (0)
5	170 (3)	58 (7)	228 (10)	0	0	658	0	0	886 (10)	18 (2)
6	167 (2)	45 (16)	212 (18)	0	1	660	0	0	873 (18)	22 (0)
7	221 (2)	57 (12)	278 (14)	1 (1)	1	473	0	0	753 (15)	20 (1)
8	192 (1)	49 (17)	241 (18)	0	0	618	4	0	863 (18)	20 (0)
9	152 (2)	52 (24)	204 (26)	0	0	625	0	0	829 (26)	20 (1)
10	160 (7)	39 (12)	199 (19)	0	1	698	0	0	898 (19)	21 (1)
11	202 (2)	32 (7)	234 (9)	0	0	717	0	0	951 (9)	20 (1)
12	235 (0)	24 (12)	259 (12)	0	0	724	0	0	983 (12)	18 (1)
1	124 (0)	25 (13)	149 (13)	0	0	722	0	0	871 (13)	16 (1)
2	141 (2)	56 (19)	197 (21)	0	0	683	0	0	880 (21)	21 (0)
3	128 (2)	27 (14)	155 (16)	0	0	606	0	0	761 (16)	21 (0)
計	2,134 (24)	519 (163)	2,653 (187)	1 (1)	3	7,795	4	0	10,456 (188)	237 (8)

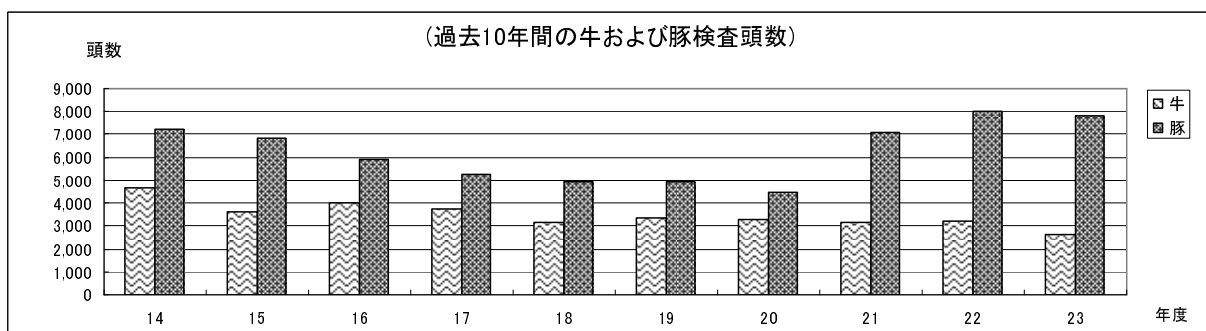
注 検査頭数の ( ) 内は、病畜棟での検査頭数を再掲  
検査日数の ( ) 内は、休日の検査日数を再掲



### イ 過去10年間のと畜検査頭数

総と畜検査頭数は平成9年度以降減少傾向にあったが、平成21年度から豚の頭数が増加に転じ平成22年度は平成15年度の水準を上回るまでに回復したが、平成23年度は前年を下回った。牛の頭数は牛海綿状脳症(BSE)が我が国で発生した平成13年度以降変動はあるものの、全国的傾向と同様に減少傾向にある。

種類 年度	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
	肉用	乳用	小計						
14	2,846	1,843	4,689	3	4	7,243	8	0	11,947
15	2,507	1,131	3,638	4	2	6,819	6	2	10,471
16	2,855	1,132	3,987	4	1	5,914	5	0	9,911
17	2,633	1,083	3,716	2	0	5,249	15	0	8,982
18	2,310	871	3,181	3	3	4,941	8	1	8,137
19	2,604	777	3,381	2	1	4,954	1	0	8,339
20	2,412	892	3,304	3	4	4,491	12	0	7,814
21	2,547	631	3,178	2	3	7,065	0	0	10,248
22	2,385	834	3,219	1	3	8,015	9	0	11,247
23	2,134	519	2,653	1	3	7,795	4	0	10,456





### ウ と畜検査結果に基づく処分状況

牛の全部廃棄実頭数は17頭で、一部廃棄実頭数は2,016頭であった。豚の全部廃棄実頭数は29頭で、一部廃棄実頭数は7,257頭であった。疾病別頭数は、表のとおりで廃棄物はすべて場内で焼却した。

と畜場内と殺頭数	処分内訳	処分実頭数	疾病別頭数																				計										
			細菌病							ウイルス・リケッチャ病		原虫病		寄生虫病			その他疾病																
			炭そ	豚丹毒	サルモネラ病	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫		腫瘍	中毒諸症	産物による汚染 炎症又は炎症	変性又は萎縮	その他					
牛	2,653	禁止																															
	全部廃棄	17																	5	7	4	2					3						21
	一部廃棄	2,016								5									14					136					1,396	892	1,439	3,882	
とく	1	禁止																															
	全部廃棄																																
	一部廃棄	1																						1					1	1		3	
馬	3	禁止																															
	全部廃棄																																
	一部廃棄	2																												1	2		3
豚	7,795	禁止																															
	全部廃棄	29		3															2	18											7	31	
	一部廃棄	7,257																					2					6,407	1,499	2,997	10,905		
めん羊	4	禁止																															
	全部廃棄																																
	一部廃棄	4																											2			2	
山羊	0	禁止																															
	全部廃棄																																
	一部廃棄																																

## エ 原因別全部廃棄状況

全部廃棄とした頭数は46頭(前年度比3頭減)であった。種類別では、牛17頭(前年度比8頭減)、豚29頭(前年度比5頭増)、とく0頭(前年度0頭、増減なし)であった。

疾病別内訳は、膿毒症7頭、敗血症25頭、高度の黄疸2頭、尿毒症4頭、腫瘍3頭、豚丹毒3頭、その他8頭であった。

疾病名	種類	牛			とく	豚	合計
		肉用	乳用	小計			
膿毒症		1	4	5	0	2	7
敗血症		0	7	7	0	18	25
尿毒症		4	0	4	0	0	4
高度の黄疸		1	1	2	0	0	2
腫瘍(白血病)		1	2	3	0	0	3
豚丹毒		-	-	-	-	3	3
その他		0	0	0	0	8	8
計		7	14	21	0	31	52
実頭数		6	11	17	0	29	46

## オ 系統別疾病状況

牛では延べ5,868件で、その内訳は消化器系30.5%、呼吸器系23.6%、循環器系2.4%、泌尿生殖器系23.1%、運動器系18.6%、細菌病0.2%、寄生虫病0.3%、奇形1.5%であった。廃棄の原因は、筋肉・皮下出血12.3%、肺炎9.0%、腎炎7.5%、腸間膜脂肪壊死7.4%、血液吸入肺6.3%の順に多かった。

豚では延べ15,269件で、その内訳は消化器系12.7%、呼吸器系61.1%、循環器系

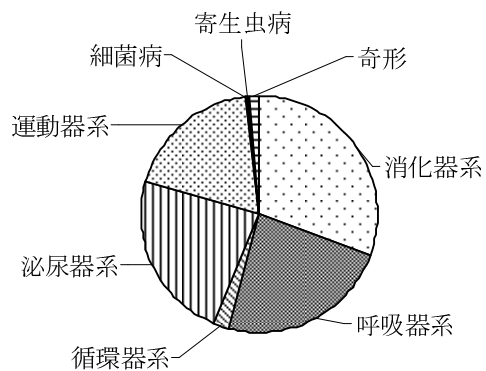
4.3%、泌尿生殖器系13.6%、運動器系2.5%、細菌病3.8%、寄生虫病0.0%、奇形2.0%、であった。廃棄の原因は、肺炎35.1%、血液吸入肺14.5%、間質性肝炎9.6%、腎炎11.1%、胸膜炎7.4%の順に多かった。

区分		牛	とく	馬	豚	めん	山羊	合計
消化器系	胃炎	73			3			76
	胃腸膿瘍	37			0			37
	小腸炎	15			16			31
	大腸炎	13			19			32
	腸間膜脂肪壊死	435						435
	腸間膜水腫	0						0
	腹膜炎	3			22			25
	実質性肝炎	10			45			55
	間質性肝炎	0			1,470			1,470
	肝包膜炎	344			303			647
	肝膿瘍	167			29			196
	肝富脈斑	46						46
	肝脂肪変性	12			1			13
	肝硬変	38			0			38
	胆管炎	41						41

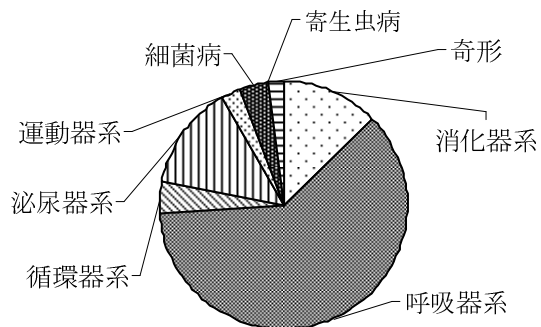
	鋸屑肝	95						95
	肝うっ血	12			4			16
	肝出血	167			13			180
	退色肝	48			5			53
	肝リポフスチン沈着症	0						0
	増殖性好酸球性小葉間静脈炎	45						45
	膵炎	0			0			0
	膵脂肪壊死	84						84
	膵石	0						0
	炎症その他	36			0			36
	変性その他	63			8			71
	腫瘍	3						3
	<b>小計</b>	<b>1,787</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,938</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3,725</b>
呼吸器系	肺炎	526			5,354	1		5,881
	胸膜炎	189			1,136			1,325
	肺膿瘍	27			618	1		646
	肺気腫	122			1			123
	肺水腫	0						0
	気管支炎	50			1			51
	血液吸入肺	370	1	3	2,214			2,588
	異物吸入肺	15			1			16
	萎縮性鼻炎				0			0
	横隔膜膿瘍	65			1			66
	炎症その他	14			0			14
	変性その他	6			0			6
	腫瘍	0						0
<b>小計</b>	<b>1,384</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>9,326</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>10,716</b>	
循環器系	疣贅性心内膜炎(疣心)	5			1			6
	心外膜炎	34			459			493
	心内膜炎(疣心を除く)	0			0			0
	心リポフスチン沈着症	11						11
	心筋出血	19			1			20
	心冠部水腫	1						1
	脾うっ血	3			2			5
	とさつ脾	5			21			26
	脾膿瘍	1			0			1
	脾包膜炎	7			46			53
	リンパ節炎	45			121	1		167
	炎症その他	2			13			15
	変性その他	5			0			5
腫瘍	3			0			3	
<b>小計</b>	<b>141</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>664</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>806</b>	
泌尿器系	腎炎	442			1,694			2,136
	腎梗塞	33			285			318
	腎膿瘍	9			0			9
	腎結石	11			0			11
	腎盂腎炎	0			0			0

	萎縮腎	7			6			13
	腎点状出血	87			35			122
	腎周囲脂肪壊死	67						67
	腎リポフスチン沈着症	1			0			1
	膀胱炎	138			0			138
	膀胱結石	262			0			262
	子宮内膜炎	22			0			22
	子宮蓄膿症	18			0			18
	卵巣嚢腫	1			0			1
	妊娠子宮	33		1	6			40
	産後子宮	45			0			45
	膣脱	0			0			0
	乳房炎	153			0			153
	炎症その他	18			48			66
	変性その他	6			2			8
	腫瘍	1			1			2
	<b>小計</b>	<b>1,354</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>2,077</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3,432</b>
運動器系	筋肉・皮下出血	720			281			1,001
	筋肉・皮下水腫	142	1		5			148
	筋肉・皮下変性	150	1		6			157
	筋肉・皮下膿瘍	26			71			97
	骨折	13			4			17
	関節炎	9			2			11
	脱臼	11			1			12
	炎症その他	18			8			26
	変性その他	1			1			2
	腫瘍	0			0			0
	<b>小計</b>	<b>1,090</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>379</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,471</b>
細菌病	豚抗酸菌症(リンパ節限局型)				578			578
	結核	0						0
	放線菌病	9						9
	その他	0						0
	<b>小計</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>578</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>587</b>
寄生虫病	肝蛭症	10						10
	膾蛭症	5						5
	住肉孢子虫	0						0
	その他	0						0
	<b>小計</b>	<b>15</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>15</b>
奇形	嚢胞肝	4						4
	嚢胞腎	82			307			389
	その他	2						2
	<b>小計</b>	<b>88</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>307</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>395</b>
その他	炎症その他							0
	変性その他							0
	<b>小計</b>							0
合計		5,868	3	4	15,269	3	0	21,147

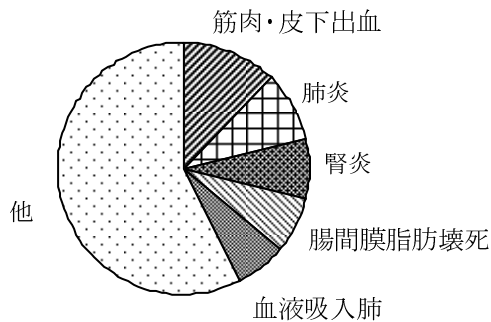
### 牛の系統別疾病状況



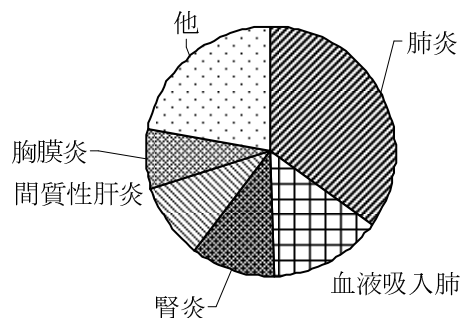
### 豚の系統別疾病状況



### 牛の疾病別状況



### 豚の疾病別状況



## カ 精密検査

安全な食肉を供給するため、現場検査の解剖所見で判定困難な疾病について精密検査(理化学、微生物及び病理等の検査)を実施した。

実施頭数は延べ43頭で、全と畜頭数の0.01%であった。その内訳は牛18頭、豚25頭で、理化学検査8件、微生物検査6件、病理検査27件及び残留物質検査2件であった。

### (7) 理化学検査

#### A 血液等の理化学検査

尿毒症および高度の黄疸の疑いのある獣畜について、血液の尿素窒素および総ビリルビン量を測定し、全国食肉衛生検査所協議会理化学部会の基準に照らして判断の材料とした。

牛10頭について尿毒症を疑い、うち4頭を尿毒症として全部廃棄とし、牛13頭について黄疸を疑い、うち2頭を高度の黄疸として全部廃棄とした。また、白血病の疑いのある牛4頭について白血球数を測定した。

#### B 残留有害物質モニタリング検査

「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施要領」により、牛肉及び豚肉を収去し、下記のとおり検査を実施した。

抗生物質等名	食品名	検体数			違反数		
		筋肉	腎臓	肝臓	筋肉	腎臓	肝臓
抗菌性物質※	豚肉	5	5	5	0	0	0
オキシテトラサイクリン クロルテトラサイクリン テトラサイクリン	豚肉	5	5	5	0	0	0
イベルメクチン	豚肉	5	5	5	0	0	0
フルベンダゾール	豚肉	5	5	5	0	0	0

※ スルファメラジン、スルファジミジン、スルファモノメキシム、スルファジメキシム、スルファキノキサリン、オキシリン酸、チアンフェニコール、オルメプリム、トリメプリム、ピリメタミ

### C 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）の残留量調査

平成 23 年 7 月 7 日付け食安監発第 0707 第 2 号「平成 23 年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査等について」及び同別添「牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)の残留量調査実施要領」により、下記のとおり検査を実施した。

#### 〈春期検査〉

	検査月日	頸椎周囲	外側腹部
1		0	0
2	8月1日	0	0
3		0	0
4		0	0
5	8月8日	0	0
6		0	0
7		0	0
8	8月17日	0	0
9		0	0
10		0	0
11	8月22日	0	0
12		0	0

#### 〈秋期検査〉

	検査月日	頸椎周囲	外側腹部
1		0	0
2	8月29日	0	0
3		0	0
4		0	0
5	9月5日	0	0
6		0	0
7		0	0
8	9月19日	0	0
9		0	0
10		0	0
11	9月26日	0	0
12		0	0

※ 結果は、ふき取り検体中に含まれる GFAP 量を残留度に換算した数値  
 100cm<sup>2</sup> 当たりの GFAP 量が 3ng 未満(残留度0) 3ng 以上6ng 未満(1) 6ng 以上9ng 未満(2)  
 9ng 以上12ng 未満(3) 12ng 以上(4)

(イ) 微生物検査

A と畜場法および獣畜の疾病に関する検査

(a) 細菌学的検査

現場と畜検査時に敗血症を疑う病理所見で保留となった獣畜について、細菌学的検査(培養による同定、16SrDNA領域遺伝子学的検査)を実施した。また、豚丹毒を疑う病理的所見で保留となった獣畜について、細菌学的検査(培養による同定、血清抗体価検査およびPCR検査)を実施した。

種別	精密検査理由	検査頭数	全部廃棄措置
牛	敗血症	7	7*
豚	敗血症(豚AM症)	20	17*
豚	豚丹毒(敗血症型)	1	1
豚	豚丹毒(関節炎型)	2	2

豚AM症: 豚非定型抗酸菌症

※全部廃棄については、総合所見にて措置

◆敗血症の詳細は以下の通り

解体日	種別	分離菌種	菌分離臓器
H23. 5.25	牛	Arcanobacterium pyogenes	疣贅性心内膜炎部、頸部筋肉、腎臓
H23.8.24	牛	Escherichia coli O27: H-	心筋、腎臓、内腸骨リンパ節
H23.10.25	牛	Arcanobacterium pyogenes	疣贅性心内膜炎部、肝臓、腎臓、内腸骨リンパ節
H23. 11.1	牛	Arcanobacterium pyogenes	疣贅性心内膜炎部、肝臓、腎臓
H23.12.5	牛	Arcanobacterium pyogenes	疣贅性心内膜炎部、腎臓、頸部筋肉、膝窩リンパ節
H24.2.3	牛	Staphylococcus caprae Streptococcus acidominimus Corynebacterium spp. Corynebacterium casei	肺血栓 心筋 肝臓 手術痕筋肉膿瘍部 総合所見より全部廃棄
H24. 2.9	牛	Arcanobacterium pyogenes	疣贅性心内膜炎部、肺血栓、腎臓

◆豚丹毒(関節炎型)の年度別検出推移は以下の通り

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
豚丹毒(関節炎型)陽性数	1	5	0	3	1	2
と畜頭数に占める割合	0.02%	0.10%	0.00%	0.04%	0.01%	0.03%

**(b) ウイルス学的検査（PCRおよび血清抗体価検査）**

現場と畜検査時に地方病性牛白血病を疑う病理的所見で保留となった牛について、心残血等によるPCR検査および血清抗体価測定を実施した。また、現場と畜検査時に発育不良（離乳後全身性消耗症候群）の疑いのある豚について、心残血等によるPRRS エライザ血清抗体価測定を実施した。

種別	精密検査理由	検査頭数	陽性※
牛	牛白血病	3	3
豚	PRRS	20	14

PRRS:豚繁殖・呼吸器障害症候群

※全部廃棄については、総合所見にて措置

**(c) 保菌調査**

**①トキソプラズマ抗体価調査**

と畜場に搬入された豚について8養豚場(各5頭)計40頭について採血を行い、トキソプラズマの抗体価を測定した。その結果、陽性反応は認められなかった。

**②豚丹毒抗体価調査**

と畜場に搬入された豚について8養豚場(各5頭)計40頭について採血を行い、豚丹毒の抗体価を測定した。その結果、陽性反応は認められなかった。

**③PRRS 抗体価調査**

と畜場に搬入された豚について3農場(各5頭)計15頭について採血を行い、PRRSの抗体価を測定した。その結果、計8頭(農家Aで3頭、農家Bで5頭)の陽性反応を認めた。

**B 食品衛生法および衛生管理に関する検査**

**(a) 衛生管理に関する検査**

牛、豚枝肉の拭き取り検査を行い、枝肉の微生物汚染の実態を調査し、衛生教育の資料として活用した。また、搬入家畜の糞便検査を実施し、各保菌率についても調査した(下表参照)。

※( )内は陽性検体数

種別	検体	一般生菌数	大腸菌群数	O157	O26	O111	サルモネラ
牛	枝肉	84	84	36 (1)	36 (0)	30 (0)	36 (0)
	ふきとり糞便						
豚	枝肉	84	84				36 (0)
	ふきとり糞便						
合計		168	168	36 (1)	36 (0)	30 (0)	72(0)



(b) 残留抗生物質に関する検査（簡易法）

厚労省通知に基づき、豚5頭について収去検査（モニタリング検査）を実施した。豚5頭（計10検体）すべて陰性であった。

(ウ) 病理検査

全身性疾病を疑う個体について、病理解剖学および組織学的に精密検査を実施した。その結果、他の検査成績とも併せて全部廃棄措置となったのは、牛17頭、豚29頭の計46頭であった（以下の表）。その他、限局的に認められた病変についても牛26頭、豚8頭を病理組織学的に検索し、検査結果に反映させた。

畜種	疾病名	月											合計 (頭)	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
牛	敗血症		1			1*		1	1*	1		2*		7
	尿毒症				1		1*				1	1		4
	膿毒症						1		1*			1*	2	5
	白血病	1					1*					1		3
	黄疸					1*	1							2
豚	敗血症	1*							3	10	4			18
	膿毒症		1			1*								2
	豚丹毒	2*										1		3
	PMWS	1				4*	1		1		1			8

\*重複あり

(イ) 伝達性海綿状脳症（TSE）スクリーニング検査

A 牛のスクリーニング検査

平成13年10月18日からスクリーニング検査を実施し、平成16年に1頭BSE検査陽性牛を摘発した。平成23年度のスクリーニング検査結果は、下表のとおりすべて陰性であった。

B めん羊・山羊のスクリーニング検査

平成17年10月1日から12ヶ月齢以上のめん羊および山羊のスクリーニング検査を実施している。平成23年度スクリーニング検査実績は、めん羊4頭であった。

〈平成23年度 TSE スクリーニング検査結果〉

牛(とくを含む)		めん羊		山羊	
検査頭数	陽性頭数	検査頭数	陽性頭数	検査頭数	陽性頭数
2,654	0	4	0	0	0

## (2) 食鳥検査

管内には、大規模食鳥処理場が1施設(天理市)あり、平成23年度の年間処理羽数は、396,878羽(成鶏とブロイラー(特殊鶏))、稼働日数は271日であった。

当施設は、外剥法によるテーブル解体方式で、早朝より近畿圏内等の養鶏場から鶏を集め、その日に処理作業を開始。処理後のと体はチラー冷却後、そのまま一昼夜冷蔵保存し、翌日から食鳥と体のテーブル解体処理を実施。食鳥検査は、検査所及び日々雇用検査員(県獣医師会所属)によって実施され、精密検査及び衛生検査等は検査所で実施した。

### ア 月別・入荷先府県別検査羽数(表1)

#### (ア) ブロイラー(特殊鶏)

検査羽数は10,519羽(対前年度1,316羽増)であり、月別検査羽数は12月が最も多く、他の月は700～1,000羽程度で推移した。

#### (イ) 成鶏

検査羽数は386,359羽(対前年度50,208羽、11.5%減)であった。

月別による検査羽数は、5月が39,578羽と多かったが、逆に1月は25,800羽と少なかった。

入荷先を府県別に見ると、奈良県、三重県、滋賀県の順で、県内からの搬入は27.8%であった。

表1 月別・入荷先府県別検査羽数

月	ブロイラー	成鶏 計	奈良県	滋賀県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	その他
4	800	28,965	3,466	6,445	7,847	5,482	0	0	5,725	0
5	925	39,578	19,990	2,493	5,547	5,595	400	3,368	0	2,185
6	895	32,302	9,304	8,529	12,016	0	273	2,180	0	0
7	840	29,049	5,742	2,335	3,444	2,285	0	0	5,920	9,323
8	990	36,959	6,886	4,680	12,387	4,120	0	4,310	4,576	0
9	720	32,154	5,240	4,135	3,365	5,270	95	2,880	9,194	1,975
10	890	32,561	10,763	6,355	4,189	10,267	987	0	0	0
11	850	27,926	8,997	3,687	9,144	450	923	4,725	0	0
12	1,210	34,729	1,577	4,970	0	7,840	0	7,528	0	12,814
1	730	25,800	9,562	5,887	10,351	0	0	0	0	0
2	770	35,574	7,255	8,062	5,173	4,337	0	5,568	3,194	1,985
3	899	30,762	18,590	4,492	0	0	0	3,590	0	4,090
計	10,519	386,359	107,372	62,070	73,463	45,646	2,678	34,149	28,609	32,372
		100.00%	27.79%	16.07%	19.01%	11.81%	0.69%	8.84%	7.40%	8.38%

\* ブロイラー(特殊鶏)はすべて奈良県産

## イ 過去10年間の食鳥検査羽数（表2）

最近の傾向として、検査羽数はブロイラー及び成鶏ともに年々減少ぎみに推移していたが、平成23年度はブロイラーはやや増加、成鶏は前年度より11.5%減少した。成鶏の入荷先は、本県をはじめほとんどが近畿地方であり、その他愛知県等からの入荷もあった。

**表2 過去10年間の食鳥検査羽数の推移**

年度	種類	ブロイラー	成 鶏	計	備 考
	14	25,828	540,685	566,513	
	15	18,955	543,815	562,770	
	16	16,341	558,609	574,950	
	17	13,777	530,994	544,771	
	18	12,455	597,061	609,516	
	19	10,435	585,455	595,890	
	20	8,596	583,757	592,353	
	21	8,686	521,893	530,579	
	22	9,203	436,567	445,770	
	23	10,519	386,359	396,878	

## ウ 食鳥検査の結果に基づく処分状況（表3）

### (ア) ブロイラー

平成23年度は、放血不良での解体禁止が1羽あったが、全部廃棄・一部廃棄の処分に該当する異常鶏は見られなかった。なお、ブロイラー（特殊鶏）は、生体検査及び脱羽後検査まで実施しており当該施設では内臓摘出後検査は実施していない。

### (イ) 成鶏

総処分羽数は4,547羽（全検査羽数の1.2%）で、処分状況は解体禁止が998羽（全検査羽数の0.3%）であり、異常鶏の21.9%を占めた。処分理由は、削瘦及び発育不良が76.7%を占めた。

全部廃棄は2,706羽（全検査羽数の0.7%）で、異常鶏の59.5%を占め、処分理由は、卵墜、卵秘に伴う腹腔内の炎症が79.5%、腸管、卵管等腹腔内諸臓器の腫瘍が19.3%、他には水腫、出血等であった。

一部廃棄は842羽（全検査羽数の0.2%）で、主にミューラー管囊腫及び炎症であった。

表3 食鳥検査の結果に基づく処分状況

検査羽数		ブロイラー(大和肉鶏)			成鶏		
		10,519			386,359		
396,878		解体禁止	全部廃棄	一部廃棄	解体禁止	全部廃棄	一部廃棄
処分実羽数		1	0	0	998	2,706	842
ウイルス病	鶏痘						
	伝染性気管支炎						
	伝染性喉頭気管炎						
	ニューカッスル病						
	鶏白血病						
	封入体肝炎						
	マレック病						
その他							
細菌病	大腸菌症						
	伝染性コリーザ						
	サルモネラ症						
	ブドウ球菌症						
	その他						
その他	毒血症						
	膿毒症						
	敗血症						
	真菌症						
	原虫症 (トキソプラズマを除く)						
	トキソプラズマ症						
	寄生虫病						
	変性					3	78
	尿酸塩沈着症						
	水腫					16	1
	腹水症						
	出血					11	14
	炎症				1	2,151	159
	萎縮						35
	腫瘍					523	2
	臓器の異常な形等						
	異常体温						
	黄疸						
	外傷					1	3
	中毒諸症						
	削瘦及び発育不良					765	
	放血不良					232	
湯漬過度							
その他					1	695	
計		1	0	0	998	2,706	987

## エ 精密検査

### (ア) 理化学検査

#### A 残留有害物質モニタリング検査

「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施要領」により、県内の認定小規模食鳥処理施設2ヶ所及び大規模食鳥処理施設1ヶ所から県内産ブロイラー及び成鶏を収去し、検査を実施したが、いずれも陰性であった。

抗生物質等名	検体数			違反数		
	筋肉	腎臓	肝臓	筋肉	腎臓	肝臓
抗菌性物質※	3	3	3	0	0	0
オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン	3	3	3	0	0	0
フルベンダゾール	3	3	3	0	0	0
ナイカルバジン	3	3	3	0	0	0

※ スルファメラジン、スルファジミジン、スルファモノメキシン、スルファジメキシン、スルファキノキサリン、オキシリン酸、チアンフェニコール、オルメプリム、トリメプリム、ピリメタミン

### (イ) 微生物検査

#### A 病原菌の保菌状況調査

病原菌の保菌状況調査として、ブロイラー（特殊鶏）と成鶏の総排泄口からのふき取りの検査を実施し、サルモネラ、カンピロバクターの汚染調査を実施した。

その検査結果は、ブロイラー（特殊鶏）75 検体中、サルモネラが 4 件（5.3%）検出（*S.Mbandaka* 等）された。カンピロバクターは 3 件（4.0%）検出し、すべて *C.jejuni* であった。一方成鶏は 118 検体中、サルモネラが 59 件（50.0%）検出され、主なものとして *S.Infantis*、*S.Oranienburg* 等であった。

カンピロバクターは 89 件（75.4%）検出し、*C.jejuni* は 81 件だった。

#### B 食鳥処理場の衛生検査及び指導について

食鳥の処理工程（湯漬け水、脱羽後と体、水槽と体、まな板、かご等）や解体肉等の汚染状況について、毎月ふき取り検査を行い調査した。検査項目は一般細菌数、大腸菌群数、サルモネラ、カンピロバクターで、総検査数は 204 件であった。

#### C 残留抗生物質に関する検査（簡易法）

県内の認定小規模食鳥処理施設 2 ヶ所及び大規模食鳥処理施設 1 ヶ所から県内産ブロイラー及び成鶏の筋肉、腎臓の計6検体について抗生物質の検査を実施したが、いずれも陰性であった。

### (ウ) 病理検査

大規模食鳥処理施設において異常が認められた成鶏2検体について、病理組織学的検査を実施し、それぞれマレック病を疑うリンパ腫、および皮膚の化膿性病変として診断した。

## 2. 市場食品検査課

### (1) 監視指導

平成 23 年度の営業施設の監視指導件数は 1,978 件であった。通常の監視指導に加えて、「せり」前の食品の収去検査、営業施設等の監視指導を行うため、午前 4 時からの早朝勤務を 48 日(延人員 56 名)実施した。

業 種		施 設 数	実施延監視回数
許 可 業 種	飲 食 店 営 業	9	87
	喫 茶 店 営 業	5	4
	乳 類 販 売 業	8	9
	食 肉 処 理 業	0	0
	食 肉 販 売 業	3	52
	食 肉 製 品 製 造 業	0	0
	魚 介 類 販 売 業	46	698
	魚 介 類 せ り 売 り 営 業	2	148
	魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	0	0
	食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	1	5
	氷 雪 販 売 業	1	2
	そ う ざ い 製 造 業	13	266
	小 計	88	1,271
届 出 業 種	食 品 製 造 業	2	31
	野 菜 果 物 販 売 業	28	360
	そ う ざ い 販 売 業	2	16
	菓 子 販 売 業	2	5
	食 品 販 売 業 ( 上 記 以 外 )	22	295
	器 具 容 器 包 装 販 売 業	4	0
小 計	60	707	
合 計	148	1,978	

### (2) 食品等の試験検査

平成 23 年度は 468 検体、8,115 項目の試験検査を実施した。

#### ア 収去検査

食品の収去検査は 267 検体、7,311 項目の試験検査を実施した。

県指導基準不適合の食品は 11 検体であり指導票による行政指導及び再検査を行った。なお、残留農薬、食品添加物の一部、有害金属等の検査 64 検体は県保健環境研究センターへ依頼した。

平成 23 年度収去検査(市場検査課)

食品分類	収去検体数	法令基準違反検体数	検査項目数合計	検査項目																																
				微生物学的検査											化学的検査							その他														
				細菌数	大腸菌群	E.coli	E.coli最確数	黄色ブドウ球菌	サルモネラ属菌	腸炎ビブリオ	腸炎ビブリオ最確数	腸管出血性大腸菌 O157	腸管出血性大腸菌 O26	カンピロバクター	クロストリジウム属菌	恒温試験	無菌試験	小計	ソルビン酸	デヒドロ酢酸	安息香酸		サツカリンナトリウム	二酸化イオウ	亜硝酸根	揮発性塩基窒素	トリメチルアミン	F.F.C	塩分濃度							
鮮魚介類	52		244	232	52	52	52		52	6	6		6	6						6		6														
生食用鮮魚介類	18		90	90	18	18	18		18																											
生食用貝類	4		28	20	4	4	4		4														4	4												
生食用かき	11		63	44	11		11	11																		11	8									
魚介加工品	15		74	74	15	15	15		15	14																										
魚肉ねり製品	4		28	14	4	4	2		4																											
食肉	2		14	14	2	2	2		2	2			2	2																						
食肉製品																																				
冷凍食品																																				
めん類	21		84	84	21	21	21		21																											
弁当	10		54	54	10	10	10		10	9	5																									
そうざい	33		163	163	33	33	33		33	30	1																									
漬物	9		42	36	9	9	9		9																											
調味料	2		16	10	2	2	2		2	2																										
野菜加工品	8		42	32	8	8	8		8																											
菓子	1		7	4	1	1	1		1																											
缶詰・瓶詰食品等																																				
豆腐	7		28	28	7	7	7		7																											
卵・液卵	10		50	50	10	10	10		10	10																										
合計	207		1027	949	207	196	194	11	207	73	12	33	8	8																						

平成 23 年度収去検査(保健環境研究センター)

食品分類	収去検体数	法令基準違反検体数	検査項目数合計	EDTA	過酸化水素	プロピレングリコール	イマザリル	オルトフェニルフェノール	ジフェニル	チアベンダゾール	BHA	BHT	酸価	過酸化物価	PCB	水銀	TBTO	カドミウム	銅	亜鉛	鉛	ヒ素	スズ	E. Coli	サルモネラ属菌	腸管出血性大腸菌 O157	抗生物質	残留農薬	ノロウイルス	ターバシル	二酸化硫黄	
鮮魚介類	8		8													8																
魚介加工品	2		4								2	2																				
菓子																																
果物	4		472				2	2	2	2																						464
野菜	50		5,800																													5,800
合計	64		6,284				2	2	2	2	2	2				8																6,264



## イ 収去検査以外の検査

中央卸売市場内の営業施設の設備・器具等のふき取り検査を、201 検体(検査項目:804)について実施した。なお、検査の結果、まな板 6 検体、製氷機および冷蔵庫等の取手 5 検体から黄色ブドウ球菌が検出され、一部施設について営業者及び従事者に対して食品の衛生的な取扱指導を行った。

食品分類	検体数	合計	検査項目				
			細菌数	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	サルモネラ属菌	腸炎ビブリオ
器具等の拭取り	201	804	0	201	201	201	201

### (3) 違反食品、県指導基準不適合食品

収去検査等の結果、県指導基準による不適合な食品は 11 件あり、当該食品事業者に対し、食品の衛生的な取扱及び衛生管理についての食品衛生監視指導票等を交付し指導した。このうち何種類かは、再検査でも不適合であったが最終的に県指導基準値以下になった。

#### 奈良県指導基準不適合

収去月日	品名	不適事項
5月30日	巻き寿司	一般細菌数オーバー
5月30日	おにぎり(鮭)	一般細菌数オーバー
5月30日	松花堂弁当	一般細菌数オーバー
6月6日	蒸し鶏	一般細菌数オーバー,E.coli陽性,黄色ブドウ球菌陽性
6月6日	小松菜のおひたし	一般細菌数オーバー
6月6日	焼きそば	一般細菌数オーバー,E.coli陽性
6月14日	卵焼き	E.coli陽性
7月12日	うなぎの蒲焼き	サルモネラ属菌陽性
8月22日	とうふ	大腸菌群陽性
10月17日	切り干し大根	一般細菌数オーバー
2月27日	おひたし	一般細菌数オーバー

### (4) 苦情・相談

平成 23 年度の苦情及び相談件数は 19 件であった。

その内訳は、食品の品質・管理方法に関する相談が 8 件、食品の変質及び異臭等の相談が 3 件、食品の表示に関する相談 2 件、異物の付着及び混入(寄生虫含む)等の相談が 6 件であった。

## **(5) その他**

### **ア 貝毒情報による監視**

春先から下痢性または麻痺性の貝毒による毒化が見られるため、厚生労働省及び都道府県(主に、貝の生産地を有する県等)からの貝毒情報(麻痺性貝毒、下痢性貝毒が規制値を越えたための出荷自主規制措置状況)の提供があり、当該情報に基づき監視を行った。平成23年度は、アサリ、アカガイ、ホタテガイ、トリガイ、シジミ、カキ等について95件の情報があった。

### **イ 一斉取締等**

平成23年度食品・添加物等の夏期一斉取締(7月1日～8月31日)及び年末一斉取締(12月1日～30日)を実施した。夏期一斉取締は、8月に食品衛生月間行事として、ポスターの貼付・配布に加え、食品衛生について注意をうながす大型の横幕を設置し、啓発推進に努めた。

### **ウ 食品衛生協会中央市場の支援**

食品関係従事者の検便及びレントゲン車での結核健康診断の実施に協力、食品衛生協会が配布する食品衛生関係のチラシ、資料の作製を支援した。

### Ⅲ 調査研究

#### 1 研究発表

##### 年度別研究発表

年度	演題及び発表者名	発表者	学会名
11	食鳥処理場に搬入された成鶏のサルモネラ保菌状況	石田充亮	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
12	牛からの 0157 以外の腸管出血性大腸菌の検出状況	井上凡己	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
	鶏由来 <i>Campylobacter jejuni</i> の血清型別及び薬剤感受性	森永浩二	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
	ニトリルゴム製手袋中のアクリロニトリル残留調査	中谷英雄	全国食肉衛生検査所協議会 理化学部会研修会
13	鶏・牛・豚から分離される <i>Campylobacter</i> 属菌の分離状況	森永浩二	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
	牛の悪性顆粒膜細胞腫の 1 例	堂上文生	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
15	食鳥の <i>Campylobacter</i> 及び <i>Salmonella</i> 保菌調査と生産現場へのフィードバック	森永浩二	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
	皮膚型牛白血病の 1 例	堂上文生	全国食肉衛生技術研修会衛生発表会
16	組織学的検査を実施した食品の苦情事例	長石貞保	奈良県衛生関係職員協議会 研修会
	肝臓非腫瘍部にアミロイド変性を認めた牛の肝細胞癌	堂上文生	全国食肉衛生検査所協議会 近畿ブロック技術研修会
17	豚枝肉の微生物汚染実態調査について	光岡恵子	奈良県衛生関係職員協議会 研修会
18	牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク (GFAP) 残留量調査について	金井洋子	近畿食品衛生監視員研修会
20	牛の舌に認められた潰瘍性病変について	佐藤健一	奈良県衛生関係職員協議会 研修会
21	牛の疣贅性心内膜炎について	内田美枝	奈良県衛生関係職員協議会 研修会
	牛枝肉表面の拭き取り検査結果解析について	内田美枝	全国食肉衛生検査所協議会 近畿ブロック技術研修会
22	地方病型牛白血病の補助診断法の検討について	内田美枝	奈良県衛生関係職員協議会 研修会

22	豚丹毒の摘発状況と分離菌の性状について	内田美枝	全国食肉衛生検査所協議会 近畿ブロック技術研修会
23	と畜場に搬入されたヒネ豚の病態について	内田美枝	全国食肉衛生技術研修会衛生 発表会
	病牛における動物用医薬品使用状況と残留抗生物 質簡易検査法モニタリング	阿久津喜 規	全国食肉衛生検査所協議会 近畿ブロック技術研修会
	豚の白血病の一症例について	長石貞保	全国食肉衛生検査所協議会 近畿ブロック技術研修会

## (1) 平成23年度調査研究（全国食肉衛生技術研修会衛生発表会発表演題）

と畜場に搬入されたヒネ豚の病態について

奈良県食品衛生検査所 ○内田美枝 阿久津喜規

### 1. はじめに

発育不良豚、いわゆるヒネ豚は、母豚管理、飼養管理、環境ストレスおよび感染症等、様々な要因により生じ、生き残った場合、群とともにと畜場に搬入されてくる。これらヒネ豚は、と畜場衛生の観点からは、「搬入しない」又は「と殺禁止」が望ましいところではあるが、実際には、解体後検査の総合判断により措置しているのが現状である。ヒネ豚といっても、正常6ヶ月齢肥育豚に比べてやや小さいものから小型犬位のものまで様々であり、更に、体格が小さいだけで、内臓等検査では肉眼的に何ら重篤な病態を示さない個体も多く、「食用不適」である以外に全部廃棄とする理由がなく、その措置に苦慮している状態である(図1)。そこで今回、奈良県食肉流通センターに搬入されたヒネ豚の病態等について調査した。その結果、正常豚より枝肉体長が10cm以上短い群において、何らかの全身性疾患に罹患した状態であることが推測された。

### 2. 材料・方法

平成22年12月から平成23年5月に奈良県食肉流通センターに搬入された発育不良豚(ヒネ豚)14頭について、以下の方法により検査を実施した。

#### 1) マクロ病理所見

枝肉体長(※背割り前、懸吊状態で環椎から足根骨までの長さ)について、正常豚を「0」とし、「マイナス10cm」ごとに、黄、赤、黒に3分類した。また、解体後検査の結果について分析した。

#### 2) 血液学的性状

末梢血液中の白血球数、血小板数および白血球分画について測定した。

#### 3) 細菌・ウイルス学的検査

肝臓の細菌検査、並びにラテックス凝集反応による豚丹毒菌抗体価について測定した。また、PCR法<sup>1)</sup>による血清中サーコウイルス2型(PCV2型)の検出、およびエライザキット(PRRS エリーザキット、アイデックス・ラボラトリーズ社製)を用いた豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)の血清抗体価測定を実施した。

### 3. 成績

従来からのヒネ豚措置基準(内臓所見および枝筋肉の状態による総合判定)に従い措置した結果、全部廃棄は8頭であり、その措置理由は膿毒症1頭および食用不適7頭であった。今回検討した枝肉体長による分類と全部廃棄との関係は、枝肉体長マイナス10cmを超える豚(赤および黒ライン)は7頭全てが全部廃棄であり、一方、枝肉体長マイナス10cm以下の豚(黄ライン)は膿毒症で措置されたもの以外は合格であった(図1)。

内臓所見では、肺炎が全ての個体に認められ、肺膿瘍についても高い罹患率であった。肺病変において、枝肉体長による差はなかった。また、いずれのヒネ豚においても肺以外の臓器に明らかな病変は認められなかった。

血液学的性状では、白血球数において、赤および黒ライン分類群での増加傾向が認められた(図2)。白血球分画では、好中球とリンパ球との比率の逆転が見られ、リンパ球の割合が正常豚より低く、特に、赤および黒ライン分類群での減少傾向が強かった(図3)。これはリンパ球数に換算した場合でも同様であった。

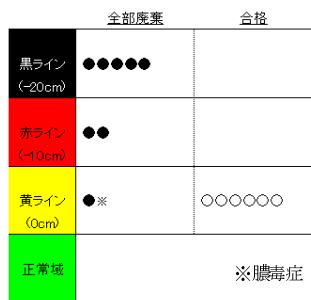


図1 枝肉体長と措置

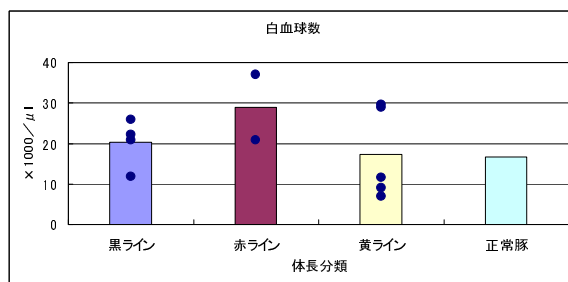


図2 体長分類と白血球数

一方、採血時に凝血傾向を示す割合が20%を超えたことから、血小板数についても検討したところ、約半数で正常豚より高い傾向を示した。この傾向は黒ライン分類群で特に顕著であった。

細菌・ウイルス学的検査の結果、サルモネラ、大腸菌、PCV2型は全て陰性であった。豚丹毒菌抗体価は、感染の可能性がある64倍~128倍示す個体が7頭認められた。PRRS 抗体価は赤および黒ライン分類群全頭で陽性を示した。黄ライン分類群での陽性は1頭のみであった。また、抗体価を示すS/P比においても、赤および黒ライン分類群で高い平均値を認めた(図4)。

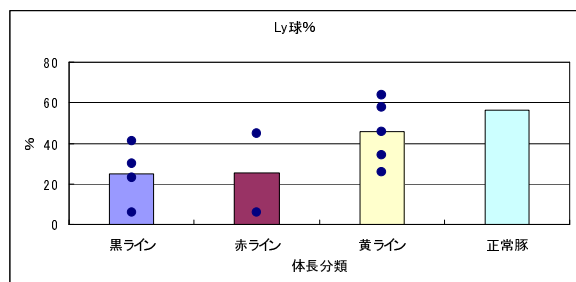


図3 体長分類とリンパ球の割合

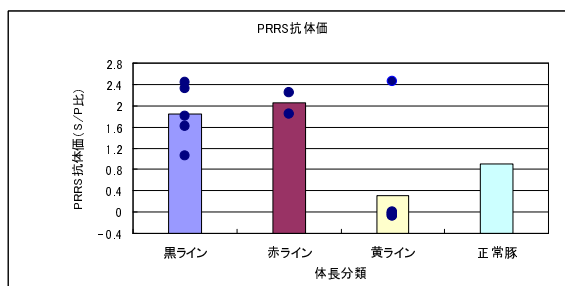


図4 体長分類とPRRS抗体価(S/P比)

#### 4. 考察

と畜場に搬入されたヒネ豚は、膿毒症等の明らかな措置理由が見つからない場合は部分廃棄に留まり、その他の枝肉および内臓は合格となる。しかし、規格から大きく外れた枝肉等を食肉業者は極端に嫌う。また、発育不良であること自体が全身疾患であることを鑑み、運用上、色や厚み等の枝筋肉の状態をも考慮し、「食用不適」として全部廃棄措置を実施してきたところである。しかし、これにも一定の基準がないことから、ヒネ豚廃棄のための新基準、およびその病態背景を知ることを目的として本調査を実施した。

新基準として「枝肉体長」による分類法を導入し、当所における従来からのヒネ豚全部廃棄措置基準と比較したところ、正常豚よりマイナス10cm以上短い、赤および黒ラインに分類された群は、全ての個体が全部廃棄対象であり、また、その病態として、①白血球数が増加傾向、②リンパ球数が減少傾向、③PRRS 抗体価が上昇傾向であることが判明した。また、肺膿瘍への罹患率も高く、血小板数の増加傾向、豚丹毒菌抗体価上昇傾向等も認められ、何らかの全身性疾患状態であることが推測された。なお、昨今、ヒネ豚化の最初の原因と考えられている PCV2型<sup>2)</sup>については、6ヶ月齢を調査した今回の成績では陰性であったが、子豚時の感染を否定する結果ではないと考える。

以上のことから、肉眼的検査で何ら重篤な病変が認められないヒネ豚においても、免疫力が低下し、これにより全身性疾患を引き起こしている可能性の高いことが裏付けられ、また、その病態は枝肉体長が短いほど悪化する傾向が示唆された。今回導入した枝肉体長分類法はヒネ豚全部廃棄措置の新基準として有用であると考えられ、正常豚よりマイナス10cm以上短い、赤および黒ラインに分類された豚を全部廃棄措置とすることは妥当であると思われた。

なお、血清中 PRRS 抗体価は正常豚においても陽性を示すものが多く、肥育豚への蔓延が疑われたが、抗体価を示す S/P 比において、赤および黒ライン分類群で、より高い値を示す傾向を認めたことから、ヒネ豚と PRRS との関連性が推測された。実際、PRRS 抗体価の比較的高い農場からのヒネ豚搬入が多い傾向が見受けられた。これらのことから、PRRS 診断法の精密検査への導入は、全部廃棄措置理由として「食用不適」に代わる、と畜場法施行規則第 16 条第 3 項の別表第 4 および第 5 に基づいた正当な措置理由とする可能性があると考えられた。今後、更にデータを蓄積し、引き続き検討する。

#### 5. 引用文献

- 1) Lyoo,K.S., Kim,H.B. & Joo,H.S.(2008) :*J. Vet. Diagn. Invest.* 20, 283-288
- 2) Madec,F. & Rose,N. (2008) :*Proc. Jpn. Pig Vet. Soc.* 53, 44-49

## (2) 平成23年度調査研究（全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会発表演題）

### 病牛における動物用医薬品使用状況と残留抗生物質簡易検査法モニタリング

奈良県食品衛生検査所 ○阿久津喜規、内田美枝

#### 1. はじめに

ポジティブリスト制度により、食肉への抗生物質等の残留基準等が定められていることから、と畜検査の一環として、注射痕等薬剤の残留が疑われる場合、検査を実施する必要がある。しかし、検査には日数を要し、定量試験結果を得るまで枝肉・内臓等を検査保留することは難しい。一方、家畜疾病に対して使用される抗生物質等は、薬事法によりいわゆる休薬期間が薬剤種ごとに定められており、法律通りに使用すれば薬物が残留することは通常あり得ない。このため、搬入された家畜に注射痕が確認されても、病歴書等より使用薬剤の休薬期間が過ぎていることが確認できれば、食品衛生法上の検査を実施せずに検査合格としている実態がある。

しかし、病牛として搬入される個体は、長期間の起立不能等により瀕死の状態で運ばれてくるものも多く、そのような状態での薬物代謝が正常に行われることには疑問があり、たとえ休薬期間が過ぎていたとしても、食肉中に残留する可能性は否定できない。そこで今回、病牛搬入時に添付された病歴書から、動物用医薬品の使用状況および休薬期間との関係について調査を実施し、更に、病牛20頭について、残留抗生物質簡易検査法モニタリングを実施したところ、若干の知見を得たので報告する。

#### 2. 材料・方法

##### (1) 動物用医薬品の使用状況

平成22年4月から9月にN食肉流通センターに搬入された病牛105頭に添付された病歴書から、動物用医薬品の使用状況および休薬期間との関係について調査した。

##### (2) 残留抗生物質簡易検査法モニタリング

平成23年1月から3月に同センターに搬入された病牛20頭(乳用種、雌、平均月齢63.5ヶ月)に対し、腎臓を検体とし、「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法(平成6年7月1日付け衛乳第107号)」(以下、「簡易法」)により検査を実施した。

#### 3. 結果(表1-1,1-2,2)

##### (1) 動物用医薬品の使用状況

病牛105頭に対し使用された動物用医薬品の内、休薬期間の定まった薬剤の使用は67頭、延べ97回で、休薬期間と搬入日との差については、0日(休薬期間明け当日)が39件(40.2%)、1日(休薬期間明け翌日)が10件(10.3%)だった。

抗生物質の使用は32回で、ベテシリン(成分:アンピシリンナトリウム・クロキサシリンナトリウム)およびセファゾリン(成分:セファゾリンナトリウム)が頻繁に使われており、ベテシリンの使用は18件、内5件(27.8%)が休薬期間明け当日の搬入であり、セファゾリンの使用は13件、内5件(38.5%)が休薬期

間明け当日搬入であった(表 1-1)。

抗生剤以外のうち、休薬期間の定められた薬剤の使用は、65 件で、解熱消炎鎮痛剤であるザルソブロカ(成分:サリチル酸ナトリウム・臭化カルシウム)38 件、産前産後起立不能症などの時に使われるカルシウム製剤であるボロカール・ニューボロカール(成分:ポログルコン酸カルシウム)11 件の使用が多く、他にテルペラン、ウルソ、ピラピリン、スルピリン等が使用されていたが、やはり休薬期間明け当日または翌日の搬入が多く見られた(表 1-2)。

無投薬あるいはリンゲル等、休薬期間の定められていない医薬品のみ使用は 38 頭だった。

## (2) 残留抗生物質簡易検査法モニタリング

20 検体中 4 検体に抗生物質の残留が認められた。内訳は、TC 系等測定 of *Bacillus mycoides* で阻止円陽性が 1 検体、ABPC 系等測定 of *Micrococcus luteus* で阻止円陽性が 3 検体、KM 系等測定 of *Bacillus subtilis* では阻止円は全て陰性であった(表 2)。

陽性牛の内 2 頭(No.15,16)は同一農家だった。

また、病歴書上、陽性牛の内 3 頭(No.1、13、15)は抗生物質の使用はなく、また、1 頭(No.16)は休薬期間が守られていた。

## 4. 考察

動物用医薬品の使用状況としては、休薬期間 1~3 日と比較的短い薬剤の使用が大半を占めていた。しかし、休薬期間明け当日または翌日の搬入が目立ち、食肉中への薬剤残留の可能性と共に、休薬期間明けを待っている間に起こる筋肉の損傷の悪化も懸念された。

実際、今回検討した残留抗生物質簡易検査法モニタリングについては、20 検体中 4 検体(20%)が陽性と、当初予想していたよりも多い結果だった。

当所では病牛搬入の際に診断獣医師による直近 3 ヶ月の病歴書(投薬履歴)の提出をお願いしているが、今回、陽性を認めた牛 4 頭の内 3 頭では病歴書上抗生物質の使用は確認できなかった。

日常の検査において、注射痕のある家畜全てに対し保留・薬剤残留検査を行う体制は、と畜検査の性格上、現実的ではなく、フィールドサイドにおける病牛の薬物代謝を考慮した上での薬物使用が望ましいと考える。

今後も、病牛の薬物残留モニタリングを実施し、その結果を家畜診療所や飼育農家へとフィードバックすることにより、薬剤使用に対する意識向上につなげたいと考える。

## 5. 終わりに

病牛の大半を占める廃用乳牛は、元来、「食肉」を意識した飼養形態・取り扱いを受けていない事が多い。このことが、結果として、食品衛生上の問題(薬物残留)、食肉品質上の問題(広範な筋肉変性)を引き起こしていると考えられる。病牛を食肉処理のためと畜場へ搬入する際には、①廃用への迅速な診断・判断(起立不能後、長期間の放置や吊起による筋肉へのダメージを出来る限り低減)、②不要な薬剤投与の廃止(休薬期間切れ待ちの間に起こる筋肉・内臓へのダメージを低減、薬剤耐性菌の出現を低減)が望ましいと考える。このことは病牛の不要な苦痛を取り除くアニマルウェルフェアの観点からも望ましいと考える。



表 1-1 休薬期間と搬入日との差(抗生物質)

	105頭に使用されていた 休薬期間の定まった薬剤	抗生物質	
		ベテシリン	セファゾリン
使用件数	97	18	13
休薬期間と搬入日との差が” 0”の件数	39 (40.2%)	5(27.8%)	5(38.5%)
休薬期間と搬入日との差が” 1”の件数	10(10.3%)	1(5.6%)	2(15.4%)
休薬期間(日)		3	3

表 1-2 休薬期間と搬入日との差(抗生物質以外)

	ザルソブロカ	ボロカール ニューボロカール
使用件数	38	11
休薬期間と搬入日との差が”0”の件数	5(13.2%)	5(45.5%)
休薬期間と搬入日との差が”1”の件数	6(15.8%)	3(27.3%)
休薬期間(日)	2	3

表 2 簡易法結果

検体番号	B. mycooides	M. luteus	B. subtilis
1	-	+	-
2	-	-	-
3	-	-	-
4	-	-	-
5	-	-	-
6	-	-	-
7	-	-	-
8	-	-	-
9	-	-	-
10	-	-	-
11	-	-	-
12	-	-	-
13	+	-	-

14	-	-	-
15	-	+	-
16	-	+	-
17	-	-	-
18	-	-	-
19	-	-	-
20	-	-	-

※ +:簡易法で阻止円形成が見られたもの

-: " 見られなかったもの

### (3) 平成23年度調査研究（全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会発表演題）

豚の白血病の一症例について

奈良県食品衛生検査所 ○長石貞保

#### 1. はじめに

豚の白血病は、平成21年度全国食肉衛生検査所協議会病理部会の調査研究事業の結果によると、およそ15万頭に1頭の割合で認められており、豚の好発腫瘍の一つである。

当県では、平成5、6年に各1頭の発生を認めて以来、本症例は3例目となる。

以前の2例についてはスタンプ標本による検索のみであったが、本症例ではそれに加えて病理組織学的検索も実施したのでその概要をここに報告する。

#### 2. 材料および方法

検査材料は、平成23年2月28日に一農場から搬入された10頭の中の1頭で、約6ヶ月齢の雌の雑種豚であった。

主な病変部のスタンプ標本(ヘマカラー染色)を作製し、鏡検した。

また、病変部を20%中性緩衝ホルマリン溶液で固定後、定法に従ってパラフィン切片を作製し、HE染色をはじめとする病理組織学的検査に供した。

#### 3. 結果

##### 1 生体所見

特に異常は認められなかった。

##### 2 解体所見

両側の腎臓に5mm~1cm大の表面やや膨隆した白色結節が散在していた。境界は明瞭~やや

不明瞭で周囲に出血を伴うものもあった。剖面は白色充実性であった。

脾臓は著明に腫大し、米粒大～1 cm大の赤色結節がびまん性に広がっていた。結節剖面は赤色充実性で境界不明瞭であった。

また、左側の内腸骨リンパ節が拳大に腫大していた。剖面は白色髓様であった。

その他の臓器および枝肉に著変は認められなかった。

### 3 細胞所見

腎臓および脾臓結節部のスタンプでは、大小不同性の強い類円形のリンパ球様腫瘍性細胞が認められた。

また、内腸骨リンパ節をはじめとする主要な体幹リンパ節においても同様の細胞が認められた。

### 4 組織所見

腎臓の結節は類円形のリンパ球様腫瘍性細胞が高度に浸潤増生していた。それらの細胞は大小不同性著しく、核分裂像も散見された。正常組織との境界は不明瞭であった。

内腸骨リンパ節では正常構造は消失し、腫瘍性細胞の増生が顕著であった。

脾臓の赤色結節部では、白脾髄領域は縮小し、赤脾髄領域においてうっ血と腫瘍性細胞の増が著明であった。

抗リンパ球抗原抗体による免疫組織化学的染色では、同病変部において、CD3 陰性、CD79 $\alpha$  陽性の結果が得られた。

## 4. 考察

免疫組織化学的染色における結果から、本症例はB細胞性リンパ腫と考えられた。過去に遭遇した2症例については、著明なリンパ節腫脹は認められなかったが、本症例では一側の内腸骨リンパ節の病変が顕著であることから、当該部が原発であると推察された。

行政措置としては、肉眼的な病変が腹腔内のみであるので限局性リンパ腫として部分廃棄も考えられたが、スタンプ標本では主な体幹リンパ節での腫瘍性細胞浸潤が認められたことから、全身性疾病と判断し豚の白血病として全部廃棄措置とした。

過去の症例でも体幹リンパ節に肉眼的な著変は認められなかったものの、スタンプ標本では腫瘍性細胞浸潤が認められたことから全部廃棄措置としている。このことから腫瘍の全身的広がりを判断するには肉眼的所見だけでは不十分であり、体幹のリンパ節の細胞所見は行政判断の根拠として重要であると考えられた。

## 2 研修・講習会等への参加

年 月 日	名 称	場 所	参加人数		
			食 肉	市 場	
平成 23 年	6 月 16 日	奈良県衛生関係職員協議会研修会	大和郡山 市	10	3
	6 月 22 日	近畿地区市場食品衛生検査所協議 会	姫路市		2
	7 月 27 日 28 日	全国食肉衛生検査所所長会議及び 全国大会	大阪市	2	
	8 月 18 日 19 日	近畿食品衛生監視員協議会研修会	京都市		2
	10 月 7 日	近畿地区鶏病技術研修会	奈良市	1	
	10 月 7 日	全国食肉衛生検査所協議会理化学 部会総会・研修会	宇都宮市	1	
	10 月 20 日 21 日	全国食品衛生監視員研修会	東京都		1
	11 月 4 日	全食協近畿ブロック会議及び技術研 修会	奈良市	10	
	11 月 10 日	全国食肉衛生検査所協議会病理部 会総会・研修会	相模原市	1	
	11 月 22 日	地方衛生研究所全国協議会 近畿支部自然毒部会研究発表会	京都市		1
	11 月 25 日	全国食肉衛生検査所協議会微生物 部会総会・研修会	さいたま市	1	
	12 月 17 日	食品衛生監視員スキルアップ研修会	奈良市		1
平成 24 年	1 月 19 日 20 日	全国市場食品衛生検査所協議会 全国大会	山口市		1
	2 月 13 日 14 日	全国食肉衛生技術研修会・衛生発表 会	東京都	2	
	2 月 15 日 16 日	全国食鳥肉衛生技術研修会・衛生発 表会	東京都	1	

### 3 その他の事業

#### (1) 職員の安全衛生管理

職員は、業務上種々の疾病に感染する機会が多いので、有機溶剤取扱者の検診及び一般健康診断を実施している。

#### (2) 学術研究調査用の検体採取への協力

被検体採取依頼者	目的	検体	採取検体数
奈良県畜産技術センター	研究	牛卵巣	533頭

#### (3) と畜関係者に対する衛生指導

##### ア 目的

衛生的で良質な食肉や副生物を生産し流通させることは非常に大切なことで、食肉流通センターの衛生対策の一環として次の事業を実施した。

##### イ 事業の内容

##### ①奈良県食肉流通センターにおける食肉の衛生確保について

本センターに関係する機関及び団体に衛生上の重点留意事項をまとめて掲示あるいは配布。

##### ②体表汚染牛の搬入防止に関する取り組み

と畜場施設もしくは製品(枝肉等)の重大な細菌感染源となる生体体表の糞便付着状況について、調査、集計を行った。また、その結果を、生産者、関係部局及び団体に還元して、清潔な牛を搬入するように要請した。

##### ③食肉衛生講習会の開催

と畜場関係業務に従事する者を対象とし、食肉衛生の向上に対して知識を深め、より関心を高めるため開催。

講習会開催日:7月29日

参加人数:24名

講習会の内容:①食中毒とは(腸管出血性大腸菌について)

②全部廃棄と精密検査

#### (4) 食鳥事業者に対する衛生指導および食鳥検査員会議の実施

##### ア 目的

より衛生的な食鳥肉を流通させるため、食鳥処理場の衛生の確保と従事者の衛生意識向上を目的として実施。

## イ 事業の内容

### ①従事者の衛生指導及び衛生講習会の実施

毎月の拭き取り検査等微生物検査結果を参考に衛生講習会の開催や、日常の衛生的な処理作業について指導した。

### ②食鳥検査員(日々雇用職員)会議の開催

日々雇用検査員と毎月1回(年12回)会議を実施。検査日の調整や検査員への疾病の情報を提供し検査技術の向上に努めた。

## IV 参考資料

### 1 条例・規則等

#### (1) 奈良県食品衛生検査所設置条例

平成二年三月三十日  
奈良県条例第二十二号

(設置)

第一条 と畜検査その他と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に基づく事務、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく事務並びにと畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に基づく事務を分掌させるため、食品衛生検査所を設置する。

(名称等)

第二条 食品衛生検査所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市	奈良市を除く県の全域

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成二年規則第二三号で平成二年一二月六日から施行)

#### (2) 奈良県食品衛生検査所長に対する事務委任規則

平成二年十二月五日  
奈良県規則第二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十三条第一項の規定により、知事の権限に属する次の各号に掲げる事務を奈良県食品衛生検査所長に委任する。

一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号。以下この号において「法」という。)及びと畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号。以下この号において「令」という。)中次の事項を行うこと。

ア 法第五条第二項の規定により、獣畜の種類及び頭数を制限すること。

イ 法第十三条第一項第一号の規定による獣畜のとさつの届出を受理すること。

ウ 法第十三条第三項の規定により、とさつ又は解体の場所等を指示すること。

エ 法第十四条の規定により、獣畜の検査をすること。

オ 法第十六条の規定により、同条第一号から第三号までの措置をとること。

カ 法第十七条第一項の規定により、報告を徴し、又は職員に立ち入り、検査させること。

キ 令第四条第二号の規定によるとさつを許可すること。

ク 令第七条の規定により、申請書を受理すること。

ケ 令第九条の規定により、検印を押すこと。

二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号。以下この号において「法」という。)中次の事項を行うこと。

ア 法第十五条第一項から第三項までの規定により、食鳥の検査を行うこと。

イ 法第二十条の規定により、同条各号に掲げる措置を採ること。

ウ 法第十六条第二項の認定小規模食鳥処理業者以外の者に対し、法第三十七条第一項の規定により報告をさせ、又は法第三十八条第一項の規定により職員に立ち入り、検査させ、質問させ、若しくは収去させること。

三 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下この号において「法」という。)中と畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における次の事項を行うこと。

ア 法第二十八条第一項の規定により、報告を求め、職員に営業の場所等に臨検し、検査させ、又は収去させること。

イ 法第三十条第二項の規定により、食品衛生監視員に監視指導を行わせること。

ウ 法第五十四条の規定により、営業者又は職員に廃棄させ、その他営業者に対し必要な処置をとることを命じること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二年十二月六日から施行する。

(保健所長に対する事務委任規則の一部改正)

附 則(平成五年規則第五二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第一一号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年八月二十九日から施行する。

附 則(平成一六年規則第三七号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年二月二十七日から施行する。

### (3) 奈良県行政組織規則

昭和三十一年七月一日

奈良県規則第二十六号

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、知事及び会計管理者の事務を処理させるための組織について必要な事項を定め、もつて行政事務の能率的な遂行を図ることを目的とする。

略

第三章 出先その他の機関

(名称等)

第八条 出先その他の機関(大学及び県立病院を除く。以下同じ。)の名称、位置、管轄区域、所掌事務及びそれぞれを主管する課は、別表第一のとおりとする。



課(これに類するものを含む。以下同じ。)を置く出先その他の機関並びにその出先その他の機関に置く課の名称及び所掌事務は、別表第二のとおりとする。

略

別表第一(第八条関係)

出先その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び主管する課

名称	位置	管轄区域	所轄事務	主管課
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市丹後庄町	奈良市を除く県の全域	一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく事務 二 と畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に基づく事務	消費・生活安全課

別表第二(第九条関係)

課を置く出先その他の機関並びにその出先その他の機関に置く課の名称及び所掌事務

出先その他の機関名	部の名称	所轄事務	備考
奈良県食品衛生検査所	食肉検査課 市場食品検査課	食肉検査課 一 所内の庶務に関すること。 二 と畜検査及びと畜場の衛生に関すること。 三 食肉の衛生に関すること。 四 食鳥検査及び食鳥処理場の衛生に関すること。 五 その他他課の主管に属しないこと。 市場食品検査課 一 奈良県中央卸売市場(以下「市場」という。)内で取り扱う食品等の収去及び試験検査に関すること。 二 市場内の営業用施設及び市場内に取り扱う食品等の監視又は指導に関すること。 三 市場内の食品関係者の衛生指導に関すること。 四 その他市場内の食品衛生に関すること。	奈良県食品衛生検査所市場食品検査課の位置は、大和郡山市筒井町(奈良県中央卸売市場内)とする

#### (4) 奈良県手数料条例

平成十二年三月三十日  
奈良県条例第三十三号

(徴収)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定による手数料は、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところにより徴収する。

(手数料の額等)

第二条 前条の手数料の額及び徴収の時期は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

(減免)

第三条 知事は、特別の理由により必要があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

略

別表第一(第二条関係)

番号	名称	手数料額		徴収時期
二百四十三	と畜検査手数料	牛又は馬の場合	六百元	検査申請のとき
		とく、豚、綿羊又はやぎの場合	三百五十円	検査申請のとき
二百四十六	食鳥検査手数料	一羽につき四円		検査申請のとき
四百十二	証明手数料	五百円		証明申請のとき

## 2 奈良県食肉流通センターの概要

(1) 所在地 奈良県大和郡山市丹後庄町 475-1

設置者 財団法人奈良県食肉公社

開場年月日 平成2年12月6日

施設の概要

ア 能力

処理能力/日 大動物 50 頭 小動物 170 頭

枝肉冷却・冷蔵能力 920 頭 (豚換算)

内臓冷蔵庫 7.2 トン (うち 4.2 トンは冷凍)

汚水処理能力 450 m<sup>2</sup>/日

汚物焼却能力 1.5 トン

イ 規模

敷地面積 29,332 m<sup>2</sup>

建物面積 5,198.37 m<sup>2</sup>

ウ 付属施設

駐車場 (兼調整池) 駐車能力 67 台

多目的グラウンド (兼調整池) 9,278 m<sup>2</sup>

用途：少年野球・ソフトボール・テニス・ゲートボール等

## (2) 業務概要

ア	施設維持管理及び運営	
	実施主体	財団法人奈良県食肉公社
イ	食肉市場業務	
	開設者	財団法人奈良県食肉公社
	市場開設年月日	平成3年2月5日
	卸売業者	奈良食肉株式会社
	買受人	90人（平成17年7月現在）
	開場日	2日／週（火曜日及び木曜日）
ウ	とさつ解体業務	
	実施主体	奈良食肉株式会社
	実施日	5日／週（月曜日～金曜日）
エ	内臓処理業務	
	実施主体	奈良畜産副生物株式会社
	実施日	5日／週（月曜日～金曜日）
オ	冷蔵保管業務	
	実施主体	奈良食肉株式会社
	実施日	5日／週（月曜日～金曜日）

## 3 食鳥処理場の概要

名 称	株式会社鳥新
所 在 地	天理市荒蒔町 203-2
処理能力	105万羽／年（成鶏および特殊鶏）

## 4 奈良県中央卸売市場の概要

- (1) 所在地 奈良県大和郡山市筒井町 957-1
- (2) 設置者 奈良県知事
- (3) 開場年月日 昭和52年4月22日
- (4) 施設の概要

### ア 取扱高

青 果	野菜	年間	117,738 トン
	果実		41,795 トン
水産物	鮮魚		13,134 トン
	冷凍		3,659 トン
	塩干		11,571 トン

### イ 主要施設の概要

敷地面積	151,258 m <sup>2</sup>	
《卸売場棟》	鉄筋コンクリート2階造	29,841 m <sup>2</sup>
卸売場		14,358 m <sup>2</sup>
仲卸売場		8,373 m <sup>2</sup>

買荷保管積込場	3,225 m <sup>2</sup>	
《冷蔵庫棟》	鉄筋コンクリート造	7,260 m <sup>2</sup>
冷蔵能力	5,821 トン	
《関連商品売場棟》	鉄筋コンクリート2階造	7,513 m <sup>2</sup>
《管理棟》	鉄筋コンクリート3階造	2,483 m <sup>2</sup>
《特高棟》	鉄筋コンクリート2階造	833 m <sup>2</sup>
《バナナ加工場》	鉄筋コンクリート平屋造	926 m <sup>2</sup>
《倉庫加工場》	鉄筋コンクリート4階造 平屋造	
	鉄骨造1棟 平屋造	2,490 m <sup>2</sup>
《駐車場》	約2,000台収容	49,000 m <sup>2</sup>

## 5 と畜に関する料金一覧表（1頭当たり）

項目		と畜場使用料		とさつ解体料	と畜検査手数料	
		規定	納付額		規定	納付額
牛	1年以上	2,835	1,050	5,250	600	200
	1年未満	1,365	525	5,250	350	100
馬	1年以上	2,835	1,050	5,250	600	200
	1年未満	1,365	525	5,250	600	200
豚		1,365	525	840	350	100
めん羊		1,365	525	840	350	100
山羊		1,365	525	840	350	100
納付先		財団法人奈良県食肉公社		奈良食肉株式会社	奈良県食品衛生検査所	
根拠		と畜場法に基づく知事許可		と畜場法に基づく知事許可	奈良県手数料条例	

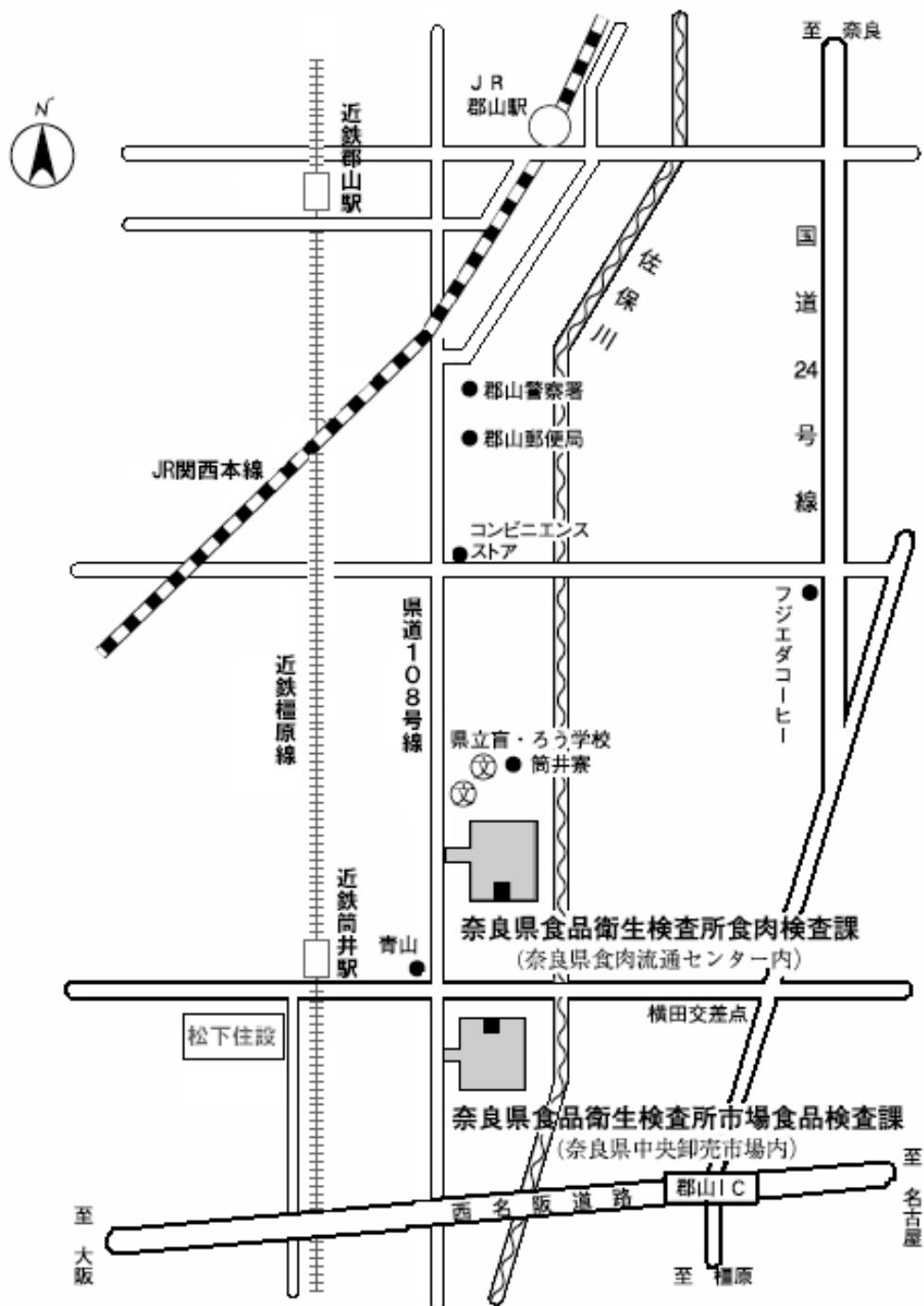
注:1 と畜場使用料およびと畜検査手数料は、諸般の事情により当分の間減額

2 料金は、奈良食肉株式会社が一括徴収

## 6 食鳥検査手数料

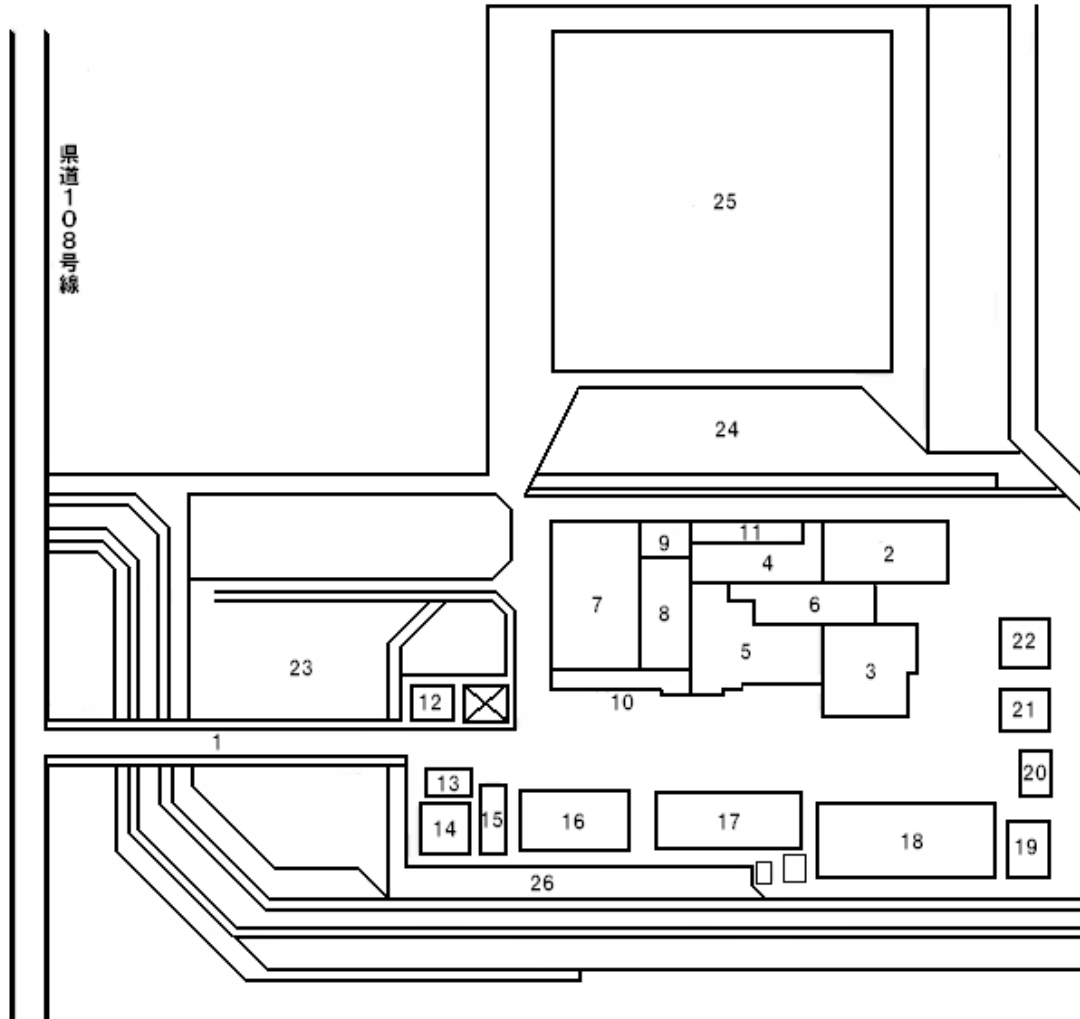
1羽当たり 4円

# 案内図



## 配置図

### 1 奈良県食肉流通センター



1 正面入り口	8 卸売場	15 ポンプ室	22 洗車場
2 大動物けい留所	9 部分肉処理室	<b>16 食品衛生検査所</b>	23 駐車場兼調整池
3 小動物けい留所	10 出荷プラットフォーム	17 管理棟	24 築山(緩衝緑地)
4 大動物解体室	11 機械室等	18 汚水処理棟	25 広場兼調整池
5 小動物解体室	12 守衛室	19 焼却炉棟	26 沈砂槽
6 内臓処理室	13 濾過装置	20 車庫棟	
7 冷却冷蔵庫	14 受水槽	21 病畜棟	

## 2 奈良県中央卸売市場

